
第 1 編 公共施設再配置基本計画

1 周南市の概要

1.1 位置、面積

(1) 位置及び地勢

本市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地が広がり、南に瀬戸内海を臨み、東は下松市、光市、岩国市、西は防府市、山口市、北は島根県に接しており、市域では、平野部の海岸線に沿って大規模な工場が立地し、それに接して東西に長い市街地が形成されています。

また、市街地の北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の中山間地域は日本の原風景とも言える素朴な景観をなし、瀬戸内海を臨む南部の半島部や島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定される優れた景観を有しています。

(2) 面積

本市は東西に約 37km、南北に約 39km で、656.29km² の面積を有し、県内で 5 番目の広さとなっています。

また、森林 509.64km² と原野や採草地 1.53km² を合計した林野面積は 511.17km² で、総面積に占める林野の割合は約 78%となっています。



図 1-1 周南市位置図

1.2 沿革

周南市は、21 世紀初頭の地方分権改革の中で、自主・自立した中核都市の形成をめざし、生活圈、経済圏を同じくする旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町の新設合併により誕生しました。

旧 2 市 2 町が合併前に調印した合併協定書では、「2 市 2 町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ」とされ、また、周南市誕生後には「新市建設計画」において、行財政改革の具体的な方策の一つに「公共施設の計画的かつ適正な配置」を明記しています。

今日、周南市発足から 10 年以上が経過し、地域の均衡と一体的な発展をめざした諸施策を展開して参りましたが、公共施設については、旧 2 市 2 町の保有する財産をそのまま引き継いだ状態であるため、各地域のまちづくりの経緯等に留意し、統合整備や量的調整、適正配置を進めていく必要があります。

1.3 産業

平成 22 年国勢調査における 15 歳以上の産業別就業者(分類不能の産業従事者を除く)割合は、第 1 次産業 3.5%(2,335 人)、第 2 次産業 31.7%(21,019 人)、第 3 次産業 64.7%(42,857 人)であり、全国平均(第 1 次産業 4.2%、第 2 次産業 25.2%、第 3 次産業 70.6%)と比較して、製造業や建設業等の第 2 次産業の就業者の割合が 6.5 ポイント高く、第 3 次産業が 5.9 ポイント低くなっています。

第 1 次産業は、中山間地域を中心に米や野菜、果物、畜産物といった多種多様の農産物が作られ、特に市北部を中心にその地形や気候を生かした、梨やぶどう、茶、わさびなどが栽培され、特色のある農業が展開されています。第 2 次産業は、全国有数の石油化学コンビナートを中心に、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型産業が立地しており、年間の製造品出荷額(平成 22 年工業統計調査)は山口県全体の 4 分の 1 を超える 1 兆 6,503 億円と県経済を牽引する中心的役割を果たしています。第 3 次産業は、JR 徳山駅周辺に小売業や企業の事務所等が立地し、県下有数の繁華街が形成されていましたが、近年は企業の支店等の市外への移転、市西部地区や市外の郊外型商業施設の利用が増え、空洞化しています。

表 1-1 産業別就業者割合

産業、男女別、15 歳以上就業者数	平成 17 年度				平成 22 年度			
	男	女	計		男	女	計	
総数	42,797 人	30,966 人	73,733 人		39,949 人	28,895 人	68,844 人	
第 1 次産業	1,978 人	1,544 人	3,522 人	(4.9%)	1,457 人	878 人	2,335 人	(3.5%)
第 2 次産業	18,380 人	4,269 人	22,649 人	(31.3%)	17,225 人	3,794 人	21,019 人	(31.7%)
第 3 次産業	21,647 人	24,633 人	46,280 人	(63.9%)	19,757 人	23,100 人	42,857 人	(64.7%)
分類不能	762 人	520 人	1,282 人		1,510 人	1,123 人	2,633 人	

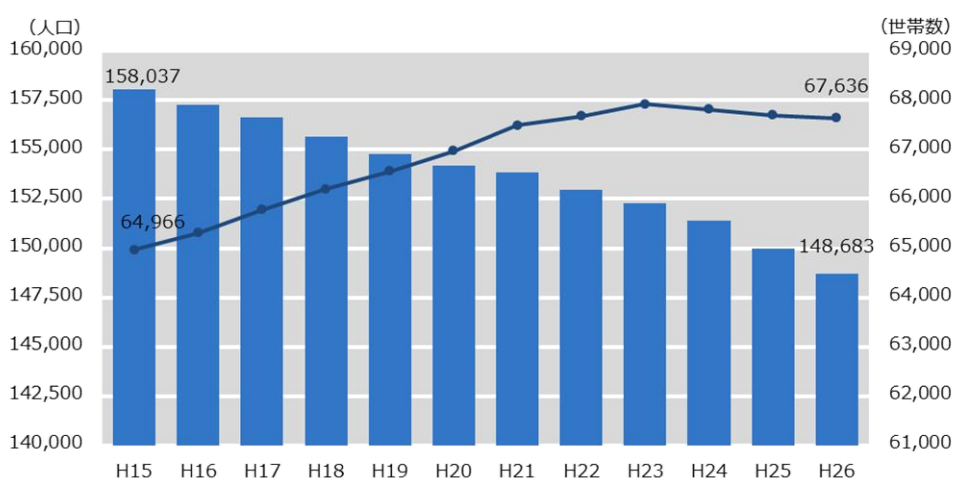
2 現状と課題

2.1 人口動向と財政状況

2.1.1 周南市誕生後の人口動向

本市誕生時の平成 15 年 4 月 21 日の人口は、64,868 世帯、158,179 人（男；76,136 人、女；82,043 人）です。

平成 26 年 10 月 1 日の人口構成は、14 歳以下の年少人口が 18,844 人（12.7%）、15 歳から 64 歳の生産年齢人口 86,232 人（58.0%）、そして 65 歳以上の高齢者人口が 43,607 人（29.3%）と、少子化、超高齢化が顕著となってきています。



	人口				比率		
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	計	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
H15	21,662人	102,828人	33,547人	158,037人	13.7%	65.1%	21.2%
H16	21,304人	101,825人	34,148人	157,277人	13.5%	64.7%	21.7%
H17	21,132人	100,491人	34,985人	156,608人	13.5%	64.2%	22.3%
H18	20,882人	98,796人	35,983人	155,661人	13.4%	63.5%	23.1%
H19	20,693人	97,065人	36,999人	154,757人	13.4%	62.7%	23.9%
H20	20,547人	95,748人	37,895人	154,190人	13.3%	62.1%	24.6%
H21	20,350人	94,632人	38,847人	153,829人	13.2%	61.5%	25.3%
H22	19,991人	93,620人	39,338人	152,949人	13.1%	61.2%	25.7%
H23	19,934人	92,743人	39,580人	152,257人	13.1%	60.9%	26.0%
H24	19,713人	90,695人	41,001人	151,409人	13.0%	59.9%	27.1%
H25	19,343人	88,405人	42,233人	149,981人	12.9%	58.9%	28.2%
H26	18,844人	86,232人	43,607人	148,683人	12.7%	58.0%	29.3%

図 2-1 住民基本台帳人口数(外国人登録者数含む)及び世帯数(各年 10 月 1 日現在)

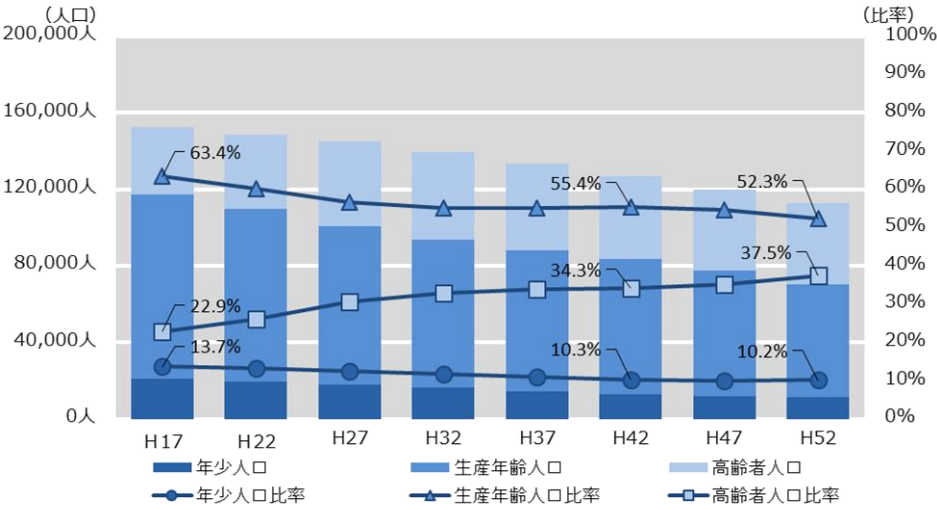
2. 1. 2 人口の将来推計

平成 22 年国勢調査結果に基づいて、平成 25 年 3 月 27 日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口の将来推計では、本市の人口は 17 年後の平成 42 年には、22 年の人口総数 149,487 人と比較して、22,678 人減少し、126,809 人になるとされています。

人口構成は、年少人口が 10.3%の 13,061 人、生産年齢人口が 55.4%の 70,272 人、高齢者人口が 34.3%の 43,476 人で、その内 75 歳以上の後期高齢者人口が 28,435 人と、全体に対する割合が 22.4%になると予測されています。

また、その 10 年後の平成 52 年には、人口が更に減少して 112,771 人となり、高齢化率が 37.5%に達するとされ、深刻な超高齢社会に突入します。

一方で、生産年齢人口は 52.3%で、59,025 人となり、22 年と比較すると、30,881 人減少します。



	人口				比率		
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	計	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
H 17	20,874人	96,608人	34,886人	152,387人	13.7%	63.4%	22.9%
H 22	19,769人	89,906人	39,122人	149,487人	13.2%	60.1%	26.2%
H 27	18,279人	82,255人	44,500人	145,034人	12.6%	56.7%	30.7%
H 32	16,504人	77,076人	46,144人	139,724人	11.8%	55.2%	33.0%
H 37	14,651人	73,532人	45,319人	133,502人	11.0%	55.1%	33.9%
H 42	13,061人	70,272人	43,476人	126,809人	10.3%	55.4%	34.3%
H 47	12,069人	65,495人	42,253人	119,817人	10.1%	54.6%	35.3%
H 52	11,450人	59,025人	42,296人	112,771人	10.2%	52.3%	37.5%

図 2-2 人口の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所公表資料から)

2.1.3 周南市誕生後の財政状況

(1) 歳入の推移

歳入総額の推移をみると、合併前の平成12年度には、約646億2300万円でしたが、周南市になった15年度が約639億4600万円で、12年度と比較すると約6億7700万円少なく、その後19年度までは減少し続けています。

平成20年度以降は、平成20年9月の世界同時不況（リーマンショック）以降における国の経済対策を活用した事業の積極的な実施や、合併特例債事業の進捗などから国県支出金や地方債が大きく増えています。

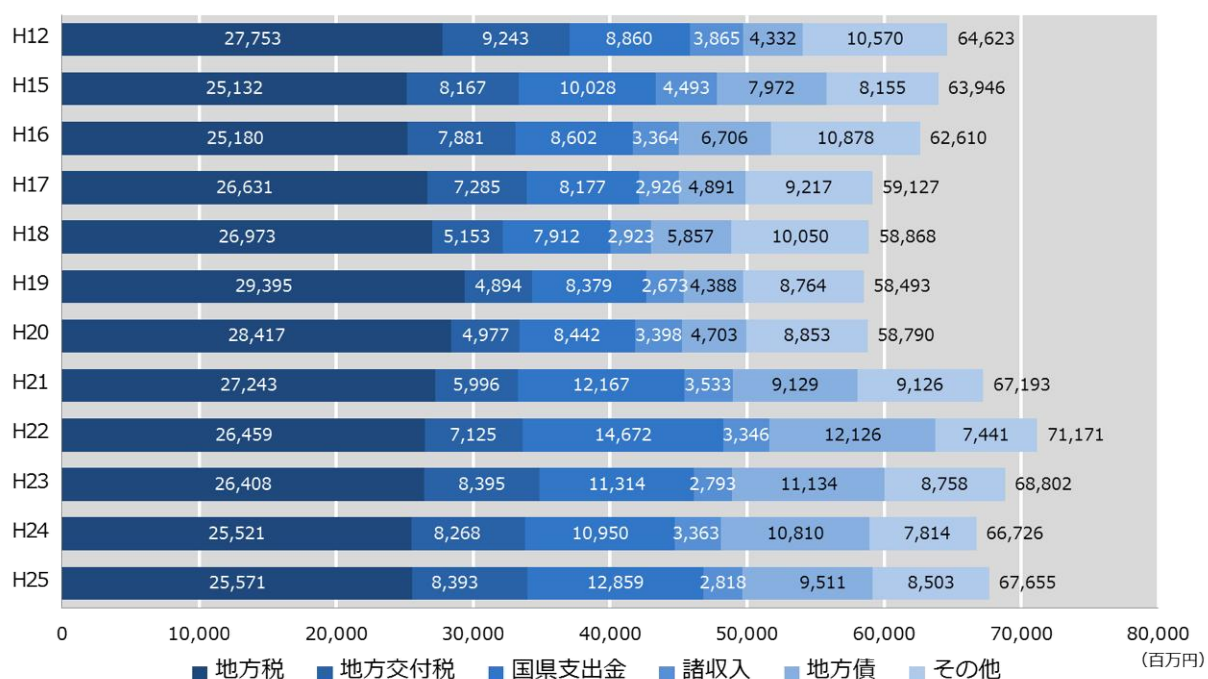


図 2-3 歳入の推移(普通会計)

(2) 歳出の推移

歳出総額の推移をみると、合併前の平成 12 年度には、約 628 億 3200 万円でしたが、周南市になった 15 年度が約 622 億 7700 万円で、12 年度と比較すると約 5 億 5500 万円少なく、その後歳入と連動して毎年減少し、20 年度には約 567 億 2600 万円と最低になりました。平成 21 年度はリサイクルプラザなどの合併特例債事業や経済対策関連事業等により、約 649 億 6400 万円となり、22 年度は本市誕生後、最大規模の約 685 億 1700 万円となっています。

平成 25 年度の歳出決算額は、義務的経費が 287 億 5900 万円（44.0%）、投資的経費が 113 億 2100 万円（17.3%）、繰出金及びその他の経費が 252 億 4400 万円（38.6%）となっています。

なお、公共施設等の更新と財政上の課題を把握するにあたっては、経済対策や合併特例債等により、普通建設事業が大きく膨らんでいることを考慮する必要があります。



図 2-4 歳出の推移(普通会計)

(3) 普通建設事業費の推移

周南市誕生後のまちづくりは、合併時に協定した「新市建設計画」と、この建設計画を取り込む中で平成 16 年 12 月に策定した「周南市まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）」に基づく事業を実現するための取組みを進めてきました。

周南市誕生直後は、旧 2 市 2 町の継続事業を中心に、平成 17 年度以降は、基本計画に基づく実施計画事業として公共施設の整備を行っています。

普通建設事業費は、道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用で、平成 16 年度から 25 年度の推移をみると、平成 17 年が 54 億 9000 万円で最も低く、22 年度が 137 億 8100 万円で最も高くなっています。これは、リサイクルプラザ建設や経済対策関連等の普通建設事業を実施したことによるものです。また、教育費が大きく伸びていますが、これは、小・中学校の耐震化や、学校給食センターの整備を実施したことによるものです。

この 10 年間で、合併支援措置や経済対策を含む国・県支出金などを積極的に活用して、総額で約 865 億 3900 万円の普通建設事業を実施しています。

合併して誕生した周南市にとって、合併財政支援が終了する時期が近づいてきていることから、公共施設の老朽化に着実に対応するためには、この普通建設事業費に充てる財源の確保が今後の大きな課題となっています。

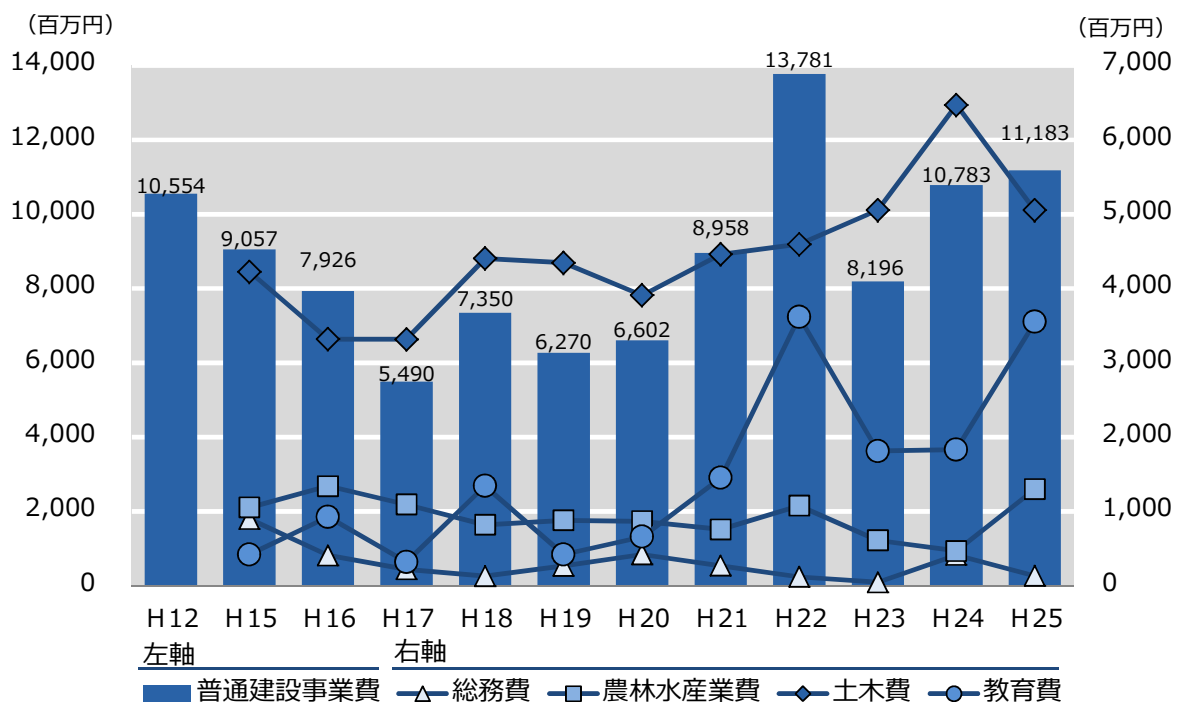


図 2-5 普通建設事業費の推移

2.2 公共施設白書に見る公共施設等の状況

ここでは、平成 25 年 11 月に作成した周南市公共施設白書（以下、「白書」という。）でまとめた、本市が保有する公共施設の状況について説明します。（詳細については、白書を参照）。
したがって、基本的に本章では白書の数値を用いますが、一部最新のものを掲載しており、その場合は表等に記載しています。

2.2.1 公共施設

(1) 施設の保有数量(白書 96 ページ)

本市が保有する公共施設は 1,135 施設、延床面積は 80 万 6038 m²となります。延床面積を市民 1 人当たりで換算すると、約 5.4 m²、畳約 3.3 枚分になります。
なお、全国平均の約 3.4 m²(平成 22 年 3 月 東洋大学 P P P 研究センター)と比較すると、1.6 倍になります。

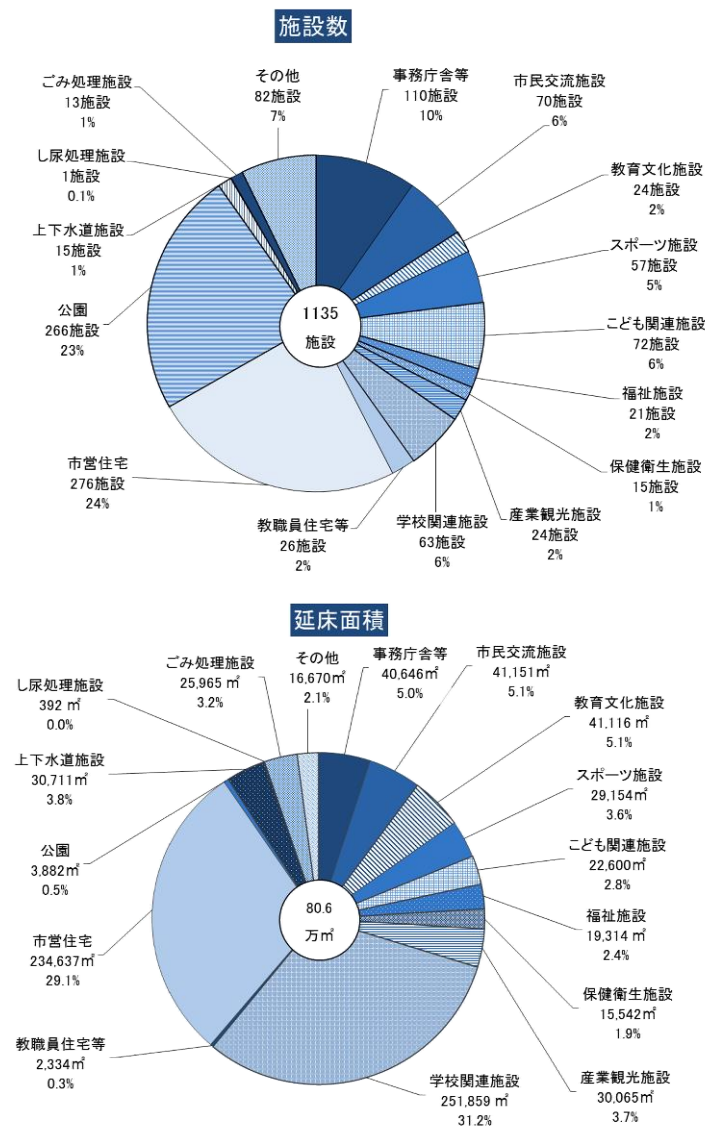


図 2-6 施設保有の内訳

(2) 施設のストックの状況 1 (建設年次別の分布) (白書 97 ページ)

本市が保有する 1,135 施設のうち、延床面積で見ると 6 割超にあたる 50 万 383 m²が昭和 58 年までに整備されています。これらの施設は築後 30 年以上を経過しており、既に改修や更新の時期を迎えている状況にあります。

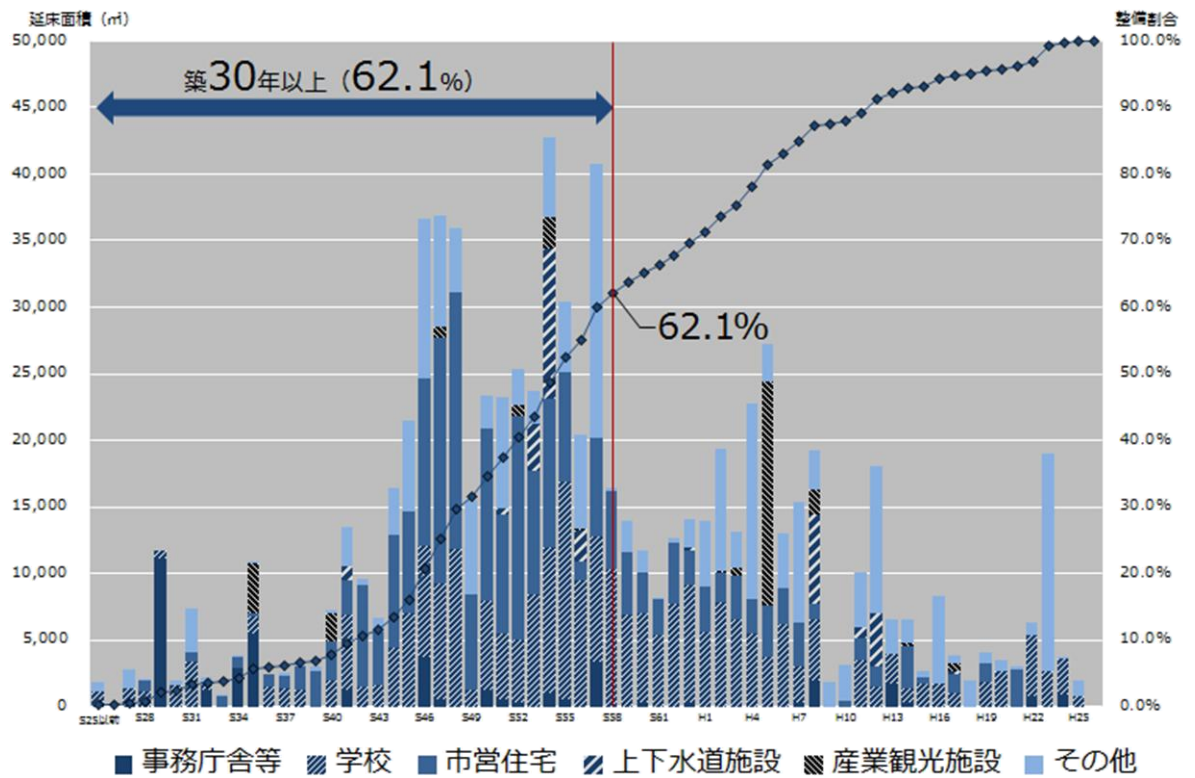


図 2-7 建築年次ごとの施設分類別延床面積

(3) 施設のストックの状況 2(施設の耐震化の状況)(白書 98 ページ)

市民の皆様に安心・安全に公共施設をご利用いただくには、施設そのものの強度や耐震性が問われることとなります。

そこで、1,135 施設を見ると、法令等に基づき耐震診断が必要な施設、本市の耐震化計画、防災計画に基づき耐震診断を行う必要のある施設は、全体で 296 施設となります。

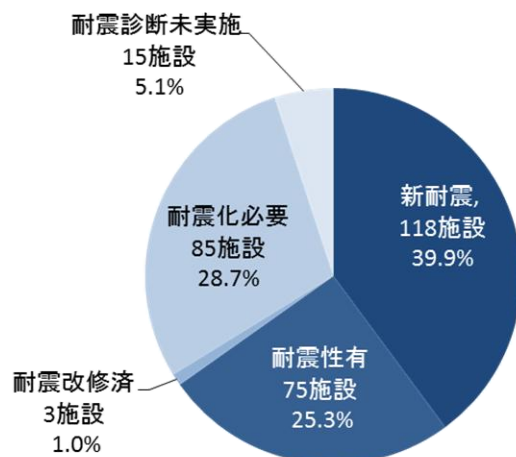


図 2-8 対象施設の耐震診断・耐震化の状況(平成 26 年 4 月 1 日時点)

表 2-1 施設分類(16 分類)別の耐震診断の実施状況(平成 26 年 4 月 1 日時点)

施設分類	施設数	新耐震 ①	旧耐震						耐震診断 実施率 ④ (③/⑤)
			耐震診断実施済				診断 未実施 ⑥	合計 ⑤ (③+⑥)	
			耐震性有 ②	耐震 改修済 ③	耐震化 必要 ④	合計 ⑤ (③+④)			
事務庁舎等	18	2	2	0	12	14	2	16	87.5%
市民交流施設	32	2	10	0	19	29	1	30	96.7%
教育文化施設	8	4	0	0	0	0	4	4	0.0%
スポーツ施設	7	7	0	0	0	0	0	0	—
こども関連施設	34	3	14	0	17	31	0	31	100.0%
福祉施設	9	5	2	0	1	3	1	4	75.0%
保健衛生施設	3	2	0	0	1	1	0	1	100.0%
産業観光施設	2	1	0	0	1	1	0	1	100.0%
学校関連施設	47	11	4	1	31	36	0	36	100.0%
教職員住宅等	0	0	0	0	0	0	0	0	—
市営住宅	135	81	43	2	3	48	6	54	88.9%
公園	0	0	0	0	0	0	0	0	—
上下水道施設	0	0	0	0	0	0	0	0	—
し尿処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	—
ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	—
その他	1	0	0	0	0	0	1	1	—
合計	296	118	75	3	85	163	15	178	91.6%

(4) 施設のストックの状況 3(バリアフリー化への対応状況)(白書 100 ページ)

白書でバリアフリー化への対応状況を見ることとした対象施設 490 施設の状況を見ると、対応済が 73 施設、一部対応済が 126 施設となっています。

施設分類別の対応状況をみると、福祉施設のバリアフリー化が進んでおり、福祉センター、老人ホーム等対応済施設の割合が 67%と最も高く、三世代交流センターなど一部対応済施設を併せた割合も 81%と、最もバリアフリー化が進んでいます。

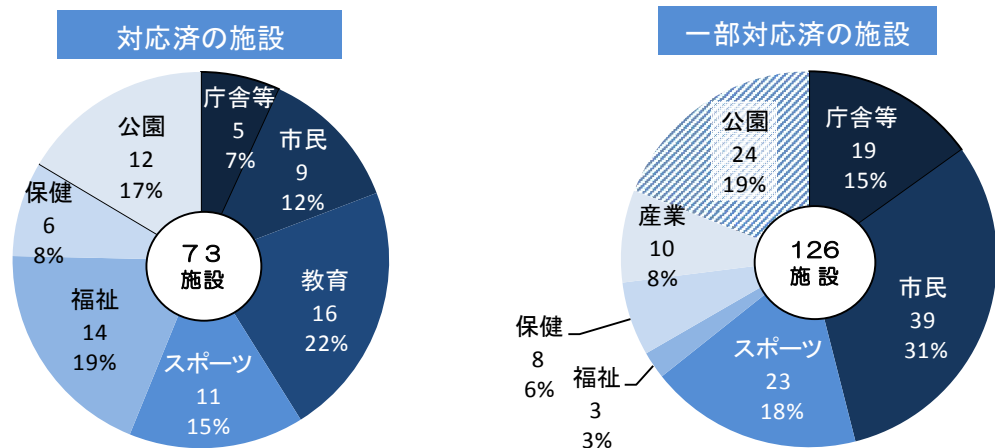


図 2-9 対応済・一部対応済施設の状況(平成 26 年 4 月 1 日時点)

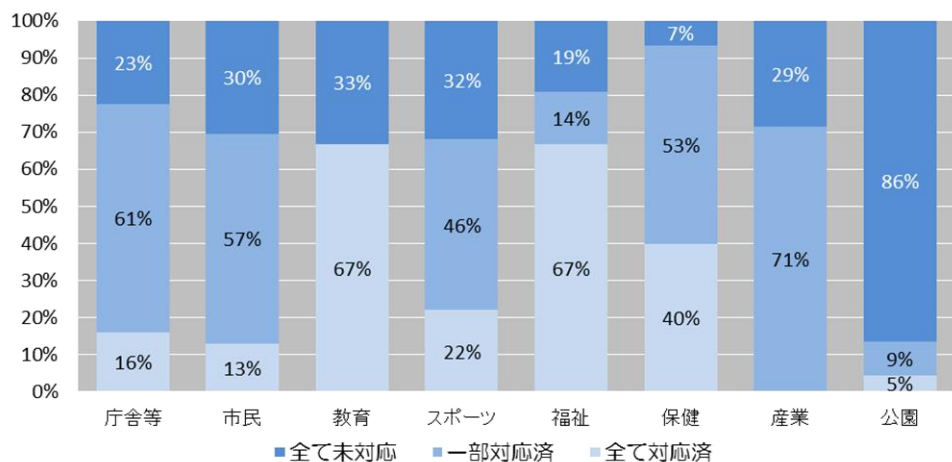


図 2-10 施設分類別の対応状況(平成 26 年 4 月 1 日時点)

(5) 施設のストックの状況 4(避難所の指定状況)(白書 103 ページ)

本市の公共施設は、本来の施設の設置目的に加え、災害時の避難所としても活用されています。災害時の避難所に指定されている施設の数や建物の状況等については次のとおりです。

1) 避難所の施設数

本市では、市有施設 125 施設のほか、市内に所在する国・県、民間施設など 22 施設を含めた 147 施設を災害時の避難所に指定しています。

避難所を施設分類ごとに見ると、公民館等の市民交流施設が 52 施設で、次いで小学校や中学校等の学校関連施設が 48 施設となっており、この 2 分類で全避難所の 68.0%を占めています。

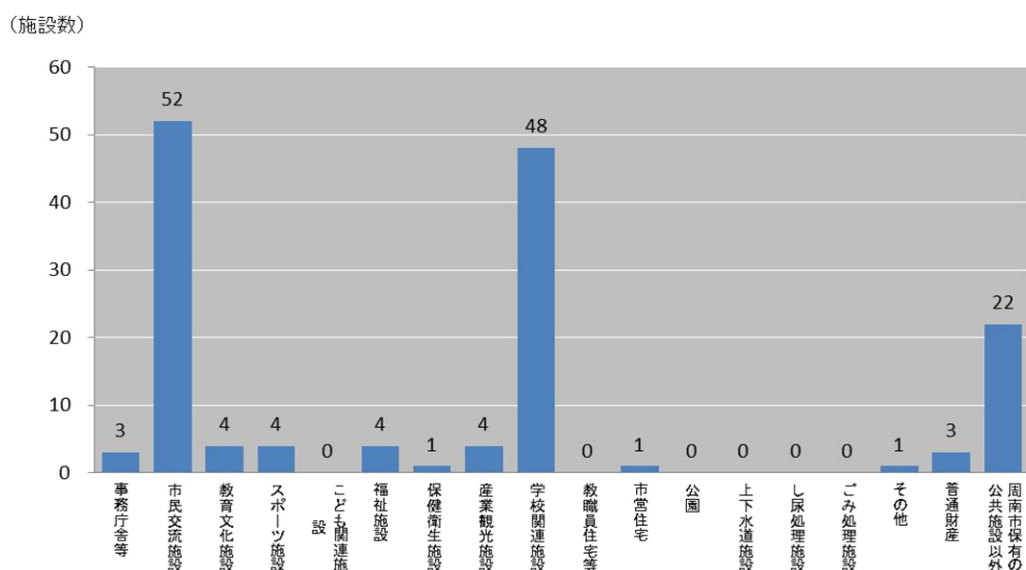


図 2-11 避難所の施設数(平成 26 年度時点)

2) 避難所(全施設)の受け入れ人数

本市の全避難所(147 施設)では、災害等の発生時に 3 万 3110 人の受け入れが可能です。

施設分類別では、小・中学校等の学校関連施設が 1 万 3880 人、総合スポーツセンター等のスポーツ施設が 4,910 人、公民館等の市民交流施設が 4,879 人となっています。

3) 避難所の建物の状況

市有施設 125 施設のうち、普通財産に分類される旧大潮小学校、旧仁保津小学校及び秘密尾公民館の 3 施設を除いた 122 施設について建物の状況を見ると、屋内運動場の建て替えなどにより平成以降の比較的新しい施設が増えていますが、築後 30 年を経過した施設が 69 施設と半数を超えています。

また、耐震性のある施設は 72 施設となっています。

老朽化や耐震性の問題から、全ての災害に対応できる避難所は限られていますので、現有の避難所を有効活用する観点から、災害の事象ごとに適切な避難所を選択することで対応しています。

今後、老朽化等により更新を行う場合は、避難所の指定の変更等が必要となってきます。

(6) 施設の管理運営状況(白書 106 ページ)

施設の管理運営の状況は、以下のとおりです。

1) 指定管理者制度の導入状況

本市では、平成 26 年 4 月 1 日現在、83 施設に指定管理者制度を導入しています。

指定管理者の内訳としては、30 の事業所及び団体を指定しており、公共的団体が 11 団体、民間団体が 5 事業所、地元団体が 11 団体、その他一般団体が 3 団体となっています。

表 2-2 指定管理者導入施設分類別一覧表(平成 26 年 4 月 1 日時点)

施設分類	指定管理者 導入状況	主な施設
市民交流施設	9	コミュニティセンター、大津島海の郷等
教育文化施設	5	文化会館、美術博物館等
スポーツ施設	24	総合スポーツセンター、野球場等
こども関連施設	7	児童園、児童館
福祉施設	18	徳山社会福祉センター、軽費老人ホームきずな苑等
保健衛生施設	1	新南陽市民病院
産業観光施設	9	国民宿舎湯野荘
市営住宅	1	70 団地 276 棟
公園	2	周南緑地(東・中央)、永源山公園
その他	7	斎場、駐車場
計	83	

1) その他の管理運営形態

① 包括的民間委託

本市では、ごみ燃料化施設「フェニックス」について平成 24 年度から導入したほか、平成 26 年 2 月からリサイクルプラザ「ペガサス」について、長期の包括的民間委託を導入しています。

② PFI

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。これまで、本市では導入実績はありません。

(7) 施設に係る費用の状況(支出の状況)(白書 110 ページ)

本市が一般会計から支出する 1,135 施設の支出総額は、平成 24 年度実績で 133 億 7781 万円となっており、施設分類別の支出の内訳は下表のとおりとなります。

表 2-3 施設全体・分類別の支出状況(平成 24 年度実績)

(千円)

施設分類	支出											収入	管理運営 コスト
	人件費	光熱水費	修繕料	委託料	使用料・ 賃借料	指定 管理料	工事 請負費	公債費	その他	他会計へ の補助金	合計		
事務庁舎等	1,772,826	77,698	14,435	72,748	7,291	0	241,056	11,055	76,648	0	2,273,757	109,323	2,164,434
市民交流施設	304,546	40,908	21,583	43,334	21,435	67,673	1,602	57,044	41,780	0	599,905	27,355	572,550
教育文化施設	217,877	36,105	13,096	69,238	4,288	346,941	102,837	13,740	79,178	0	883,300	167,938	715,362
スポーツ施設	7,167	3,509	3,890	3,983	1,344	279,862	13,758	33,749	3,703	0	350,965	75,965	275,000
こども関連施設	1,638,897	52,524	10,821	47,555	2,698	70,532	1,555	4,708	157,456	0	1,986,746	498,525	1,488,221
福祉施設	7,175	530	6,470	2,453	3,444	234,303	4,820	3,666	5,739	44,231	312,831	56,135	256,696
保健衛生施設	81,018	10,314	1,779	26,491	2,655	0	0	0	48,932	424,637	595,826	73,712	522,114
産業観光施設	175,927	32,755	9,995	113,283	1,450	23,406	8,418	0	96,917	279,331	741,482	128,969	612,513
学校関連施設	242,458	229,836	47,851	561,825	82,009	0	1,110,202	108,226	117,645	0	2,500,052	1,169,096	1,330,956
教職員住宅等	2,739	0	39	232	73	0	0	0	18	0	3,101	758	2,343
市営住宅	55,414	0	2,835	20,572	381	152,700	80,216	0	11,616	0	323,734	323,734	0
公園	75,419	20,396	7,479	68,821	4,599	59,969	195,041	76,081	643,960	0	1,151,765	773,161	378,604
上下水道施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198,763	198,763	0	198,763
し尿処理施設	13,914	2,688	4,944	11,254	15	0	1,000	0	1,321	0	35,136	0	35,136
ごみ処理施設	47,367	50,502	4,786	433,927	10,513	0	600,594	84,225	31,269	0	1,263,183	601,656	661,527
その他	28,041	6,015	1,449	28,217	1,175	37,220	4,345	49,456	1,341	0	157,259	12,082	145,177
全体	4,670,785	563,780	151,452	1,503,933	143,370	1,272,606	2,365,444	441,950	1,317,523	946,962	13,377,805	4,018,409	9,359,396

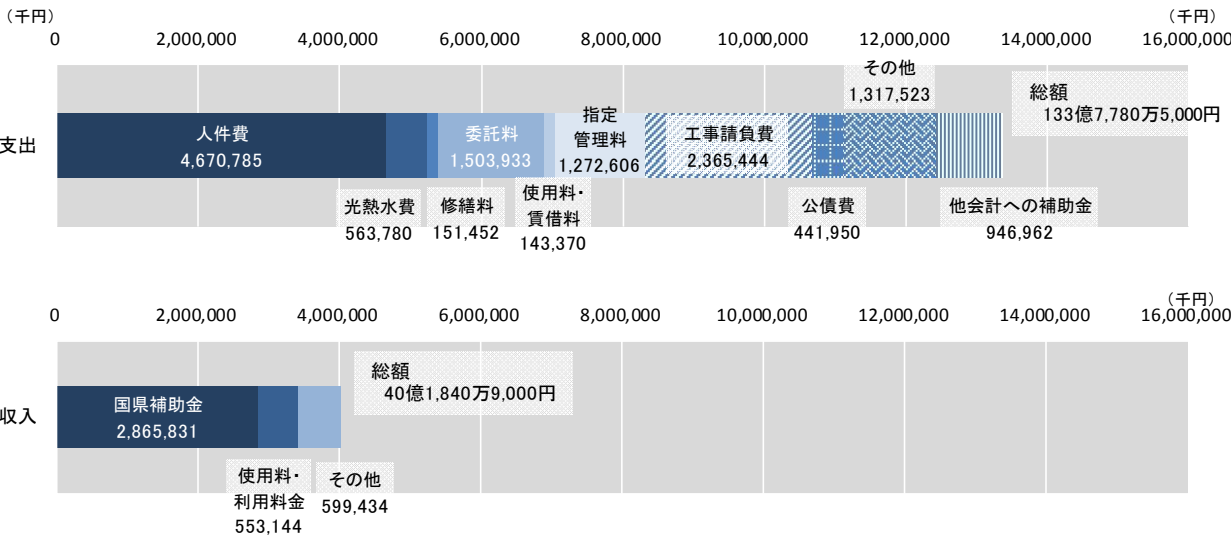


図 2-12 施設分類別の支出内訳(平成 24 年度実績)

(8) 施設に係る費用の状況(収入の状況)(白書 113 ページ)

公共施設の管理運営に関して、一般会計への収入額を見ると、平成 24 年度実績では、総額で約 40 億 1841 万円となっています。

収入の内訳としては、国・県支出金等が約 28 億 6583 万円(71.3%)と最も多く、利用者(受益者)からの使用料・利用料金が約 5 億 5314 万円(13.8%)、その他収入が 5 億 9943 万円(14.9%)となります。

表 2-4 収入の状況(平成 24 年度実績)

(千円)

施設分類	収入				施設分類	収入			
	国県支出金	使用料収入	その他	合計		国県支出金	使用料収入	その他	合計
事務庁舎等	103,333	1,186	4,804	109,323	教職員住宅等	0	758	0	758
市民交流施設	16,456	8,716	2,183	27,355	市営住宅	54,926	268,808	0	323,734
教育文化施設	89,100	74,594	4,244	167,938	公園	768,188	4,973	0	773,161
スポーツ施設	8,791	49,926	17,248	75,965	上下水道施設	0	0	0	0
こども関連施設	99,236	31,585	367,704	498,525	し尿処理施設	0	0	0	0
福祉施設	42,775	1,078	12,282	56,135	ごみ処理施設	497,107	52	104,497	601,656
保健衛生施設	0	55,665	18,047	73,712	その他	1,245	4,402	6,435	12,082
産業観光施設	15,618	51,361	61,990	128,969					
学校関連施設	1,169,056	40	0	1,169,096	全体	2,865,831	553,144	599,434	4,018,409

(9) 施設に係る費用の状況(管理運営コスト)(白書 115 ページ)

本市が保有する 1,135 施設の管理運営コストは、平成 24 年度実績で総額 93 億 5940 万円となり、市民一人当たりの負担に換算すると 6 万 2460 円、床面積 1 m²当りに係るコストは、1 万 1612 円となります。

(※人口は平成 22 年国勢調査 14 万 9487 人、床面積は延床面積 80 万 6038 m²で按分)

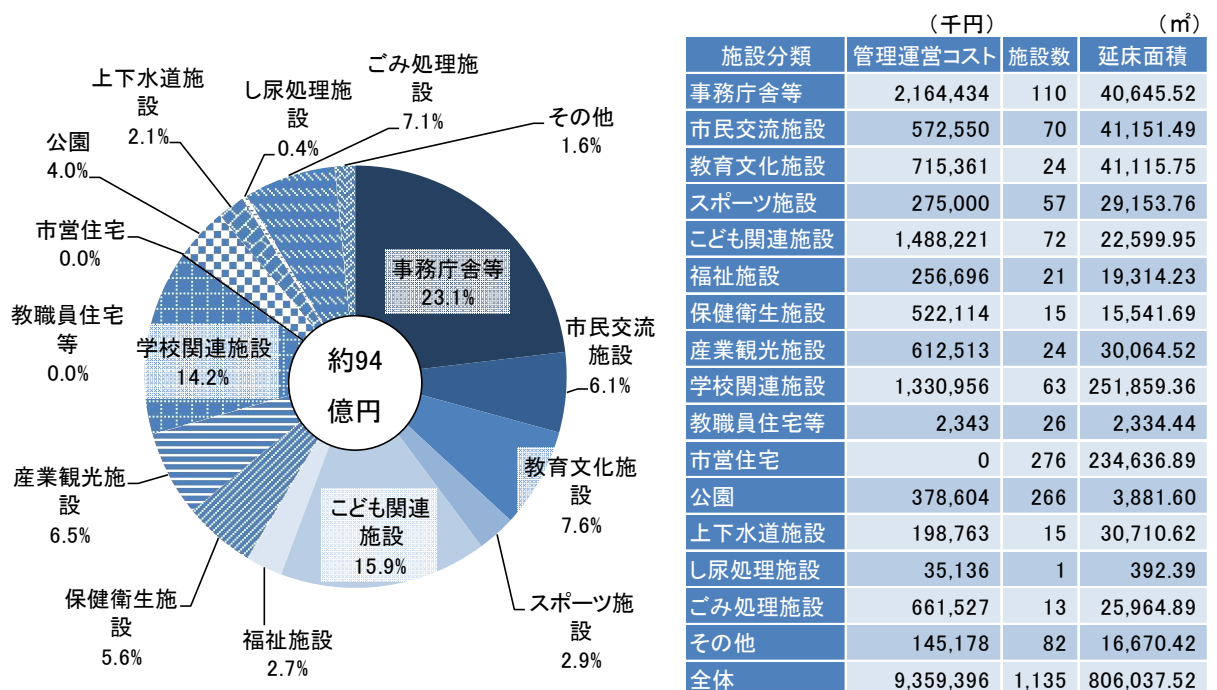


図 2-13 管理運営コスト(平成 24 年度実績)

2.2.2 遊休資産等（白書 316 ページ）

(1) 普通財産の状況

本市の普通財産は 70.30km² で、このうち山林は 69.88km² で約 99.4%と、市域面積 656.32km² の約 10.7%を占めています。宅地、雑種地の合計面積は 0.407km² で、白書で対象として取り上げている 1,135 施設（行政財産）の敷地面積 5.46km² と併せると 5.877km² となり、これは市域面積の約 0.9%を占めています。

表 2-5 普通財産の状況

財産区分	種別	面積(m ²)
土地	宅地	250,089
	山林	69,884,587
	雑種地	156,338
建物	木造	5,401
	非木造	6,393

(2) 休止等の状態にある行政財産の状況

1,135 施設のうち、現在利用されていない施設は 88 施設あります。施設分類で見ると、市営住宅が 44 施設、教職員住宅が 22 施設、学校施設が 8 施設と多くなっています。

88 施設の延床面積を合計すると 2 万 7973 m² となり、1,135 施設の延床面積 80 万 6038 m² の約 3.5%を占めています。

2.2.3 インフラ施設（白書 312 ページ）

(1) 道路、橋りょう

1) 道路

本市道の道路総延長は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 119 万 9376m となっています。

平成 25 年度における本市道の道路改良率は 64.9%、道路舗装率は 95.3% となっており、道路舗装率については、全国平均の 78.1% を上回る率となっています。

2) 橋りょう

本市が管理する道路橋の全橋りょうは平成 25 年 4 月 1 日現在で 808 橋あり、このうち規模の大きい橋長 15m 以上の橋りょうは 163 橋となっています。

本市が保有する橋りょうの総延長は 9,705m となっています。平成 25 年に橋長 15m 以上の 163 橋を対象に長寿命化修繕計画を策定しましたが、建設後 30 年～50 年経過したものが 43% となっています。

(2) 上下水道管渠

1) 上水道事業

上水道管渠の総延長は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 54 万 1164m となっています。

このうち、ダム等から取水した原水を各浄水場へ送る導水管が 7,782m、浄水場から配水池へと水を送る送水管が 1 万 6907m、配水池から各家庭に給水するために水を送る配水管が 51 万 6475m となっています。

2) 簡易水道事業

簡易水道管渠の総延長は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 20 万 5631m となっており、導水管が 8,254m、送水管が 1 万 6960m、配水管が 18 万 417m となっています。

3) 下水道事業

下水道管渠の総延長は、平成 25 年 4 月 1 日現在で、84 万 3020m となっています。このうち、集落排水事業にかかる管渠は 7 万 7446m となっています。

(3) 漁港施設

本市が管理する漁港は、大津島漁港、杓・大島漁港、戸田漁港、福川漁港の 4 漁港です。本市の漁港施設は、昭和 40 年代から 50 年代に整備されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。

2.2.4 その他施設

(1) 一部事務組合(白書 310 ページ)

1) 一部事務組合の設置状況

一部事務組合は、2 つ以上の地方公共団体が、事務の一部を共同で処理するために設立する特別地方公共団体です。

本市は、近隣の市町と 5 つの一部事務組合を設置しています。(平成 26 年 4 月 1 日現在)

一部事務組合	周南地区福祉施設組合 周南地区衛生施設組合 周陽環境整備組合 玖西環境衛生組合 光地区消防組合
--------	---

2) 一部事務組合が設置する施設の状況

「恋路クリーンセンター」は旧徳山市、旧熊毛町域を対象とし、「真水苑」、「周陽環境整備センター」、「光地区消防組合 北消防署」は旧熊毛町域のみを対象としています。

(2) 共同設置施設(白書 312 ページ)

1) 地場産業振興センターの概要

中小企業を中心とした地場産業の振興を目的として、合併前の旧 2 市 2 町及び下松市、光市、田布施町、大和町（現在は光市と合併）からなる周南地区広域市町村圏振興整備協議会の協議により、各市町及び山口県が出捐金を支出して昭和 62 年に財団法人を設立し、周南地域地場産業振興センターを設置しています。

管理運営主体は、施設名と同じく「公益財団法人 周南地域地場産業振興センター」となっています。

2.3 更新費用

2.3.1 将来更新費用の試算（白書 457 ページ）

ここでは、保有する公共施設等を、同じ数量保有し続け、更新の際には同じ延床面積で建て替えると仮定したとき、今後 40 年で更新費用がいくらかかるかを試算します。

(1) 更新費用の対象施設

更新費用の計算では、以下の施設を対象とします。

1) 建物

1,135 施設、80 万 6038 m²

2) 道路、橋りょう

道路総延長 119 万 9376m、道路面積 629 万 861 m²

橋りょう 808 橋（橋りょう総延長 9705m、橋りょう面積 6 万 3281 m²）

3) 上水道、下水道、簡易水道

上水道：（管渠）総延長 54 万 1164m

下水道：（管渠）総延長 84 万 3020m

簡易水道：（管渠）総延長 20 万 5631m

(2) 建物の試算条件

① 試算方法

試算に用いる更新単価は、白書で用いた試算方法（「財団法人 地域総合整備財団」が総務省の協力のもとに作成した「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算方法）を使用します。

② 耐用年数の設定

耐用年数は、日本建築学会の標準的な耐用年数である 60 年とし、建築後 30 年で大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えるものと仮定します。

なお、試算期間の初年度において、建設時からの経過年数が 60 年以上経過しているものは、今後 10 年間で均等に建て替えるものと仮定します。

また、経過年数が 31 年以上 50 年までのものは、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定し、経過年数が 51 年以上のものは、建て替えの時期が近いため、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えるものと仮定します。

③ 更新単価の設定

更新単価は、建物の構造等の違いにより、建て替え及び大規模改修で、それぞれ施設の性格や用途別に単価を設定しています。

なお、大規模改修の単価は、更新単価の約 6 割に設定しています。

表 2-6 施設分類別設定単価

施設分類	更新(建て替え)	大規模改修
事務庁舎、市民交流施設、教育文化施設等	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ施設、産業観光施設等	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校関連施設、福祉施設、こども関連施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅等	28 万円/㎡	17 万円/㎡

※更新(建て替え)費用には解体費用が含まれます。

※設備等の更新時期は 15 年とされていますので、この更新費用も単価に含まれています。

(3) 道路・橋りょうの試算条件

1) 試算方法

道路は、整備面積を更新年数で除した面積が 1 年間の舗装部分の更新量になるものと仮定し、更新単価を乗じることにより試算します。

橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ形式のものに更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより試算します。

2) 耐用年数の設定

道路は、15 年で舗装の打替えを行うものと仮定し、橋りょうは、60 年で更新するものと仮定します。

3) 更新単価の設定

道路及び橋りょうの更新単価は、以下のとおりと仮定します。

- ・道路：4,700 円/㎡
- ・橋りょう：PC（プレストレスト・コンクリート）橋 425 千円/㎡、鋼橋 500 千円/㎡

(4) 上下水道設備の試算条件

1) 試算方法

上下水道設備（上水道設備、下水道設備、簡易水道設備）の管渠については、管種別、管径別の管渠延長のデータを用いて将来費用を算出します。

上下水道関連の建物（ハコモノ）については、公共施設と同様の試算手法で将来費用を算出します。また、現時点で積み残している更新処理については、今後 5 年間で均等に更新を行うものとします。

2) 耐用年数の設定

上下水道設備の管渠については、60 年で更新することと仮定します。

建物（ハコモノ）については、公共施設と同様に、30 年で大規模改修を行い、60 年で更新するものと仮定します。

3) 更新単価の設定

上下水道設備の管渠における更新単価は、管種別、管径別に以下のように設定します。

建物（ハコモノ）については、公共施設の設定した単価で最も高い値（大規模改修単価：25 万円／㎡、更新単価：40 万円／㎡）を採用します。

表 2-7 上水道管渠の設定単価

管種及び管径区分	更新単価 (千円/m)	管種及び管径区分	更新単価 (千円/m)
導水管・300 mm未満	100	配水管・400 mm以下	116
〃 ・300～500 mm未満	114	〃 ・450 mm以下	121
〃 ・500～1000 mm未満	161	〃 ・500 mm以下	128
〃 ・1000～1500 mm未満	345	〃 ・550 mm以下	128
〃 ・1500～2000 mm未満	742	〃 ・600 mm以下	142
〃 ・2000 mm以上	923	〃 ・700 mm以下	158
送水管・300 mm未満	100	〃 ・800 mm以下	178
〃 ・300～500 mm未満	114	〃 ・900 mm以下	199
〃 ・500～1000 mm未満	161	〃 ・1000 mm以下	224
〃 ・1000～1500 mm未満	345	〃 ・1100 mm以下	250
〃 ・1500～2000 mm未満	742	〃 ・1200 mm以下	279
〃 ・2000 mm以上	923	〃 ・1350 mm以下	628
配水管・150mm 以下	97	〃 ・1500 mm以下	678
〃 ・200 mm以下	100	〃 ・1650 mm以下	738
〃 ・250 mm以下	103	〃 ・1800 mm以下	810
〃 ・300 mm以下	106	〃 ・2000 mm以上	923
〃 ・350 mm以下	111		

表 2-8 下水道管渠の設定単価

管径区分	更新単価 (千円/m)
管径 250mm 以下	61
管径 251～500mm	116
管径 501～1000mm	295
管径 1001～2000mm	749
管径 2001～3000mm	1,680
管径 3001mm 以上	2,347

(5) 更新費用の試算結果(事業費ベース)(白書 460 ページ)

公共施設(ハコモノ)の試算の結果、今後40年間で、対象施設の更新に約3254億円の費用を要し、道路、橋りょう、上下水道施設等のインフラ施設の更新経費を加えると、今後の40年間で約5886億円の費用を要し、毎年約147億2000万円の支出が見込まれます。

白書では、インフラ施設を含めた試算結果が40年間で約5795億円、毎年約144億9000万円となっていますが、今回の計算では、白書では含まれていなかった簡易水道の更新費用を加えた点と、白書では異なる建築年の複数の棟で構成される施設において、主となる棟の建築年のみで計算していた一部の施設について、それぞれの棟の建築年で計算したことにより、約91億円の差が生じています。

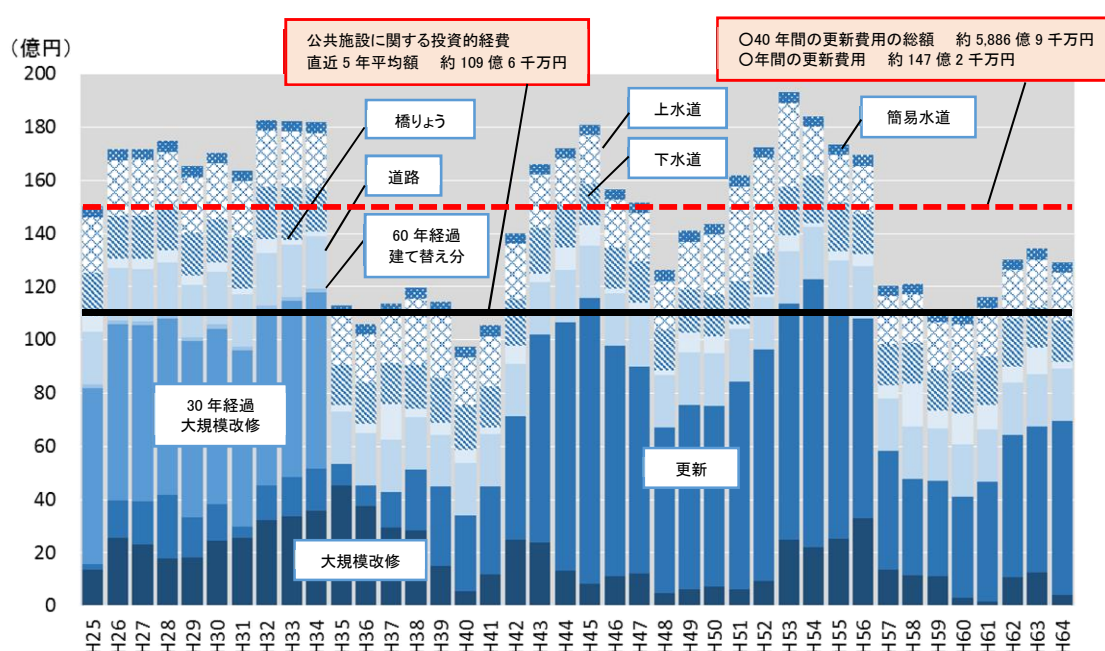


図 2-14 公共施設の将来の更新費用の推計(インフラ施設を含めた試算)

2.3.2 更新経費不足額の検証

(1) 公共施設等の更新経費不足割合の精査

前ページにおいて、改めて公共施設等にかかる更新費用を試算した結果、今後 40 年間のインフラ施設を含めた更新費用は約 5886 億円、毎年約 147 億 2000 万円が必要との結果となりました。

一方、白書で示されている投資的経費の平成 20 年度から 24 年度の平均額は約 109 億 6000 万円となることから、事業費の比較では毎年 37 億 6000 万円が不足することとなります。

しかし、最近 5 年間は、国の経済対策に呼応して、公共施設の整備等を前倒しで実施してきたことや、合併特例債を活用した事業の進捗が著しく、事業費が大きく膨らんでいます。そのため、最近 5 年間の事業費を基準として 40 年間の試算を行うことは、多額の事業費を今後も支出し続ける前提となることから、補助金や起債等の影響を除いた一般財源ベースで推計します。

一般財源は、一般会計とそれ以外の特別会計に区分し、現在の普通建設事業に係る一般財源及び一般会計繰出金が確保、維持できることを前提として、更新経費の不足額を算定します。

白書においても、一定の基準に基づき一般財源の算出を行っていますが、今回は次の 3 項目に配慮し、更に詳細な試算を行いました。

① 補助割合の見直し

補助割合は施設区分などによって異なりますが、白書の試算では全ての施設を一定割合（20%）として試算しているため、施設区分ごとの補助割合を精査しました。

② 一般財源負担額に基づく将来公債費について

上記補助割合の見直しを踏まえた上で、一般財源負担額を考慮した公債費の将来シミュレーションを実施しました。

③ 特別会計への一般会計からの繰出金（一般財源）について

特別会計の公共施設等の更新経費の一部については、一般会計からの繰出金で賄われていることから、こうした実態を踏まえて一般財源ベースの試算を行いました。

(2) 更新経費への充当可能額

1) 一般会計で管理する施設（基準となる一般財源）

普通建設事業費の財源のうち、補助や起債等を除いた一般財源の最近 5 年間の平均値は約 20 億 8000 万円となります。

2) 特別会計等で管理する施設（基準となる一般会計繰出金）

特別会計等の公共施設等の更新経費に係る一般会計繰出金は、建設改良費と企業債等の元利償還金に対するものがありますが、ここでは、建設改良費に対するものを用いることにします。最近 5 年間の建設改良費に対する一般会計繰出金の平均値は約 1 億 7000 万円となっています。なお、企業債等の元利償還金に対する一般会計繰出金は、一般会計分と合わせて、現状の公債費との比較検証をする際に用います。

3) 更新経費への充当可能額

更新経費へ充当可能な年当りの一般財源の総額は、一般会計で管理する施設に対するものと特別会計等で管理する施設の建設改良に対する一般会計繰出金を合算した金額であり、約 22 億 5000 万円となります。

(3) 更新経費に係る一般財源の推計

1) 一般会計で管理する施設

将来の更新経費に係る一般財源は、主な施設分類別に、既定の補助率、起債充当率や、過去の実績から見た補助・単独割合、補助や起債対象割合から、財源内訳を次表のとおりとします。

表 2-9 一般会計で管理する施設に対する財源割合

区 分	更新経費 (%)	財源内訳(%)		
		補助金	市債	一般財源
道路、橋りょう	100	10	55	35
学校	100	25	50	25
市営住宅	100	35	40	25
その他	100	20	50	30

※5%単位で調整。

2) 特別会計等で管理する施設

更新経費に係る一般会計繰出金は、現在繰出基準（市の独自によるものを含む）によるものとし、既定の割合のほか、最近 5 年間の実績割合を基に設定します。

以下に設定した割合を示します。

表 2-10 特別会計等で管理する施設に対する更新経費の一般会計負担割合

区 分	水道	下水	病院	簡易 水道	地方 卸売 市場	鹿野 診療所	介護 保健 施設	国民 宿舎	駐車場
建設改良費分 一般会計繰出 割合(%)	0	5	0	5	0	0	0	0	0
起債充当率(%)	60	55	85	75	100	100	100	100	100
償還期間(年)	15	25	30	20	25	12	-	-	-
元利償還金分 一般会計繰出 割合(%)	15	30	50	50	100	100	0	0	0

(4) 更新経費不足額の算定

不足額については、将来にかかる費用を一般財源ベースで試算しました。本市の保有する公共施設およびインフラ施設を合計すると、今後 40 年にかかる一般財源と、これまでかけてきた投資的経費（直近 5 年間の平均）を比較したところ、将来的にこれまでの 26.5%の費用が不足するという結果となりました。

表 2-11 不足額の試算結果

分類	40年合計 (単位: 億円)	補助金	市債	一般財源	その他
【一般会計】 ①	4,090.2	917.2	1,998.1	1,174.9	-
道路	788.0	78.8	433.4	275.8	-
橋りょう	203.1	20.3	111.7	71.1	-
公共施設(一般会計管理分)	3,099.1	818.1	1,453.0	828.0	-
学校	1,069.3	267.3	534.7	267.3	-
市営住宅	965.3	337.9	386.1	241.3	-
その他	1,064.5	212.9	532.2	319.4	-
【特別会計等】 ②	1,796.7	353.3	1,038.2	49.2	356.0
下水道(管渠+建物)	824.3	288.5	453.4	41.2	41.2
上水道(管渠+建物)	658.0	32.9	394.8	0.0	230.3
簡易水道(管渠)	159.5	31.9	119.6	8.0	0.0
公共施設(特別会計管理分)	154.9	0.0	70.4	0.0	84.5
地方卸売市場	49.4	-	49.4	0.0	0.0
病院	27.0	-	18.9	0.0	8.1
鹿野診療所	2.1	-	2.1	0.0	0.0
国民宿舎(湯野荘)	11.9	-	0.0	0.0	11.9
介護保健施設(ゆめ風車)	7.4	-	0.0	0.0	7.4
駐車場	57.1	-	0.0	0.0	57.1
合計(①+②)	5,886.9	1,270.5	3,036.3	1,224.1	356.0
40年平均	147.2	31.8	75.9	30.6	8.9

一般財源ベースの分析	40年合計 (億円)	40年平均 (億円)	過去実績 (億円)	不足額 (億円)	不足割合 (%)
一般会計、特別会計等を含む	1,224.1	30.6	22.5	△ 8.1	△26.5%

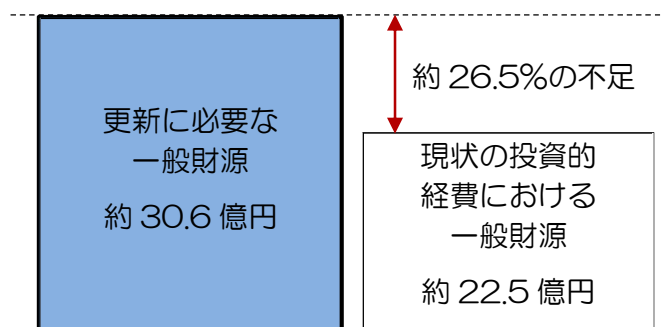


図 2-15 詳細な検討により見直した一般財源ベースの更新費不足割合

(5) 公債費の確認

公共施設の更新経費を賄うために、市債または企業債を発行します。ここでは、市債を償還するための費用である、公債費（特別会計の公債費に充てるための一般会計繰出金も含む）に一般財源を充当することになるため、シミュレーションにより公債費が現状の範囲内に収まるかどうかを確認します。

1) シミュレーションによる公債費充当可能額

将来の更新経費に係る一般財源は、主な施設分類別に、既定の補助率、起債充当率や、過去の実績から見た補助・単独割合、補助や起債対象割合から、以下のとおり推計します。

【一般会計分】

現状の公債費＝公債費充当一般財源（実績値）－臨時財政対策債分（100%交付税算入）
－合併特例債分×0.7（70%交付税算入）
＝47.3 億

公債費充当一般財源は、臨時財政対策債分及び、合併特例債にかかる交付税算入額を除いた、市が実質的に負担する額とします。

特別会計等により管理されている施設における現状の公債費は、平成 21 年から 25 年までの直近 5 年間の平均とし、以下のようになります。

【特別会計等分】

現状の公債費＝公債費充当一般財源（実績値）
＝19.3 億円

【一般会計分】＋【特別会計等分】＝47.3 億円＋19.3 億円＝66.6 億円

従って、シミュレーションによる公債費への充当可能額の合計は 66.6 億円となります。

2) 既発債の元利償還金の推移

一般会計で管理する施設における既発債の元利償還金の推移は、今回の財政シミュレーションを平成 27 年度から実施するため、平成 25 年 5 月までの借入に平成 26 年借入見込みを加算した値を採用します。

既発債の元利償還金は以下により算定します。

【既発債の元利償還金】

＝【全体】－【臨時財政対策債】－【合併特例事業債】×0.7
－直近 5 年平均公債費充当特定財源

特別会計等で管理する施設における既発債の元利償還金の推移については、既存施設における元利償還予定額に対して、過去 5 年間の企業債に対する一般会計繰出割合の平均を掛け合わせることで算定します。

【既存施設に対する企業債の元利償還金（一般会計繰出金）】

＝既存施設の元利償還予定額×直近 5 年平均企業債の元利償還金の一般会計繰出割合

3) 起債額の想定

更新経費の試算結果における各年度の事業費に対し、一般会計で管理する施設に対しては、先に示した財源割合（表 2-9）における「市債」の比率に相当する起債を行うものと想定します。

特別会計等で管理する施設に対しては、先に示した財源割合（表 2-10）における「起債充当率」に「一般会計繰出金割合」の比率を掛け合わせたものに相当する起債を行うものと想定します。

4) 公債費の確認

更新経費に係る公債費は、当初 20 年間は既存施設に対する起債の償還が完了していないため、右肩上がりで増加します。その結果、既存公債費と合算すると、2029 年には公債費への充当可能額を上回ることになります。

従って、起債の償還という面でも不足額が生じ、更新経費の縮減が求められます。

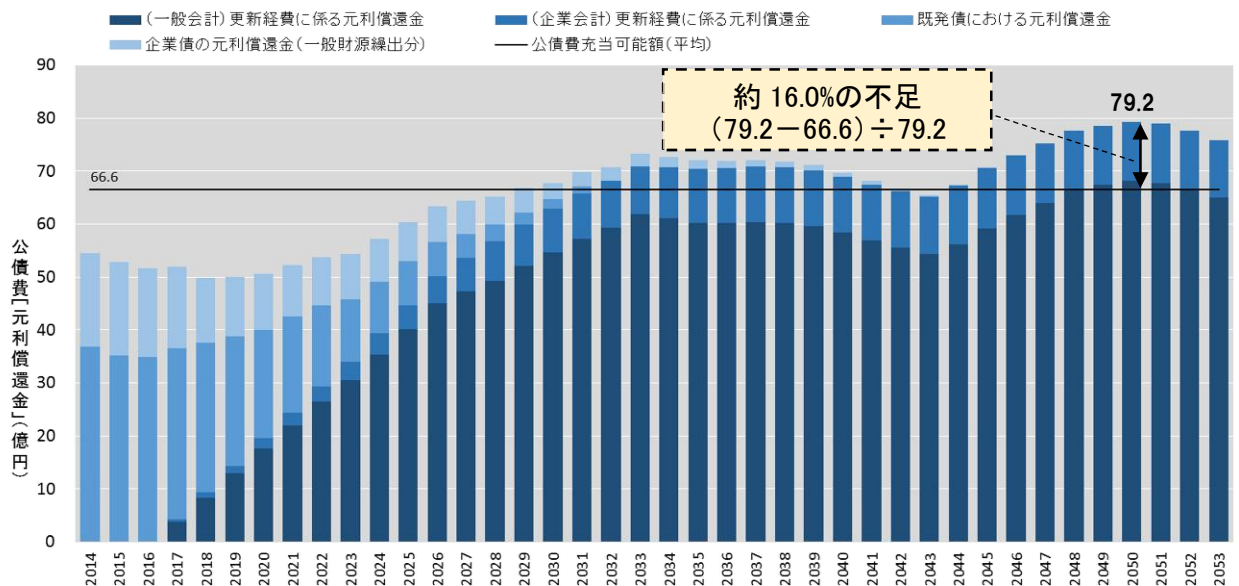


図 2-16 更新経費に係る公債費の試算

なお、更新経費分の公債費は、以下の条件で算定しています。

借入条件：20 年償還うち 3 年据置、利率 2%

※ただし、特別会計の施設は表 2-10 に示す償還期間を用いて算定します。

2.4 アンケートから見る市民ニーズ等

市のマスタープランである第2次周南市まちづくり総合計画の作成に向け、公共施設に関連する事項も含めた市民アンケートを実施しました。

※アンケートについて

○調査期間 平成25年5月17日～5月31日

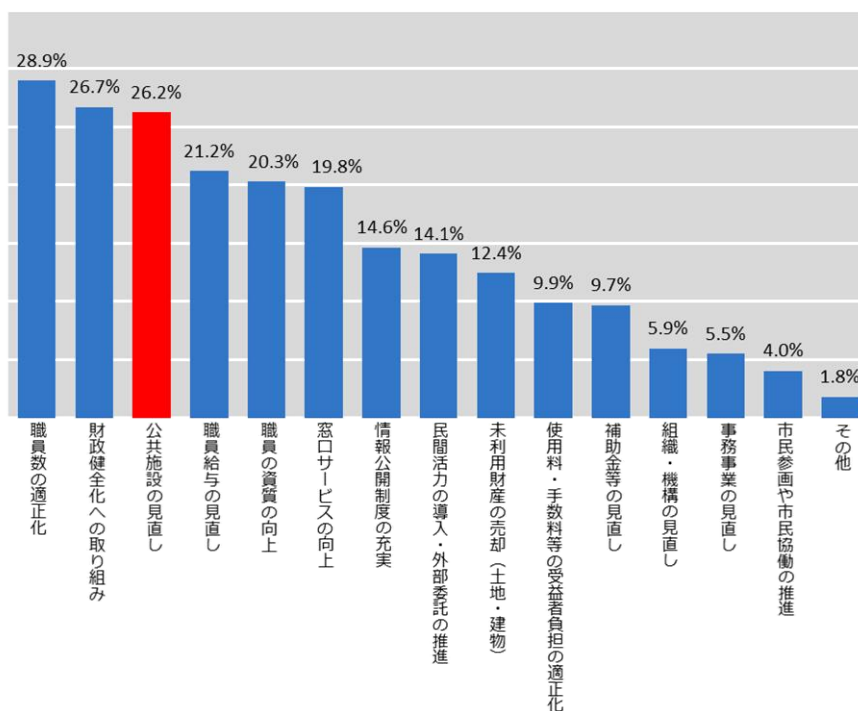
○調査方法 郵送による調査と、WEB回答による調査（無記名式）

○調査対象 平成25年5月1日に市内居住の18歳以上から2,500人を無作為抽出

○回答状況 回収率43.8%（回答数1127件）

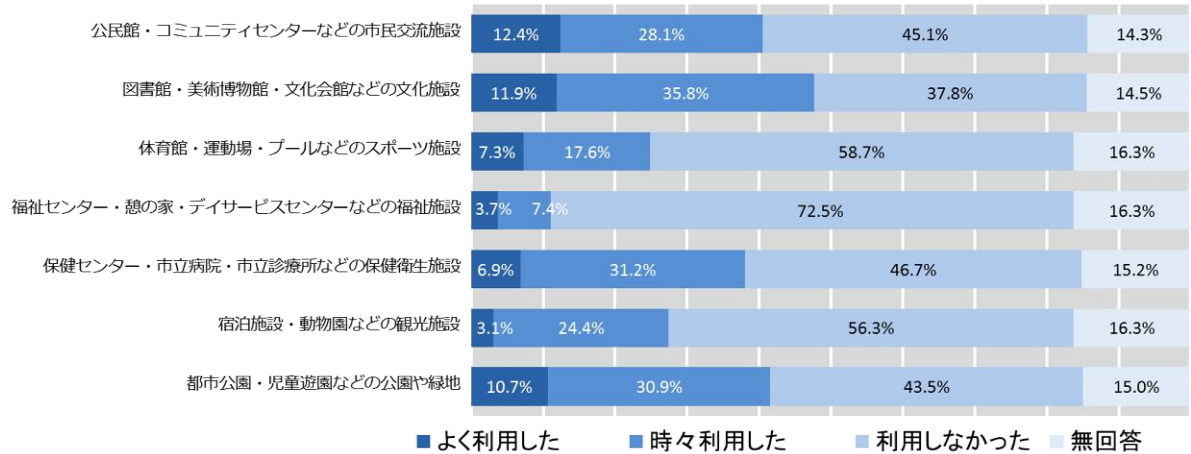
(1)「今後、重点的に取り組むべき行政改革の課題は何ですか(3つ以内を選択)」

回答の傾向：「職員数の適正化」が一番高く28.9%、「財政健全化への取り組み」26.7%、「公共施設の見直し」26.2%と高くなっています。



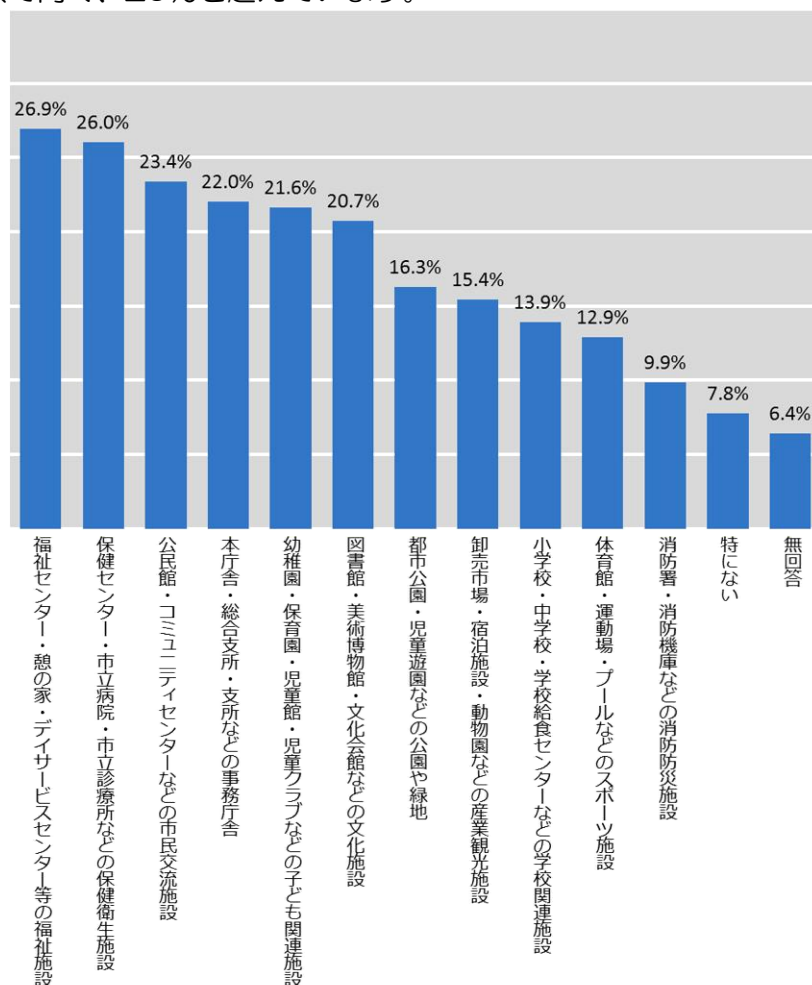
(2)「この１年間に、次のような公共施設を利用しましたか(全項目に回答)」

回答の傾向:「よく利用した」の割合は「市民交流施設」、「文化施設」、「公園や緑地」の順で高く、10%を超えています。また、どの公共施設についても、「利用しなかった」との回答割合が最も高くなっています。



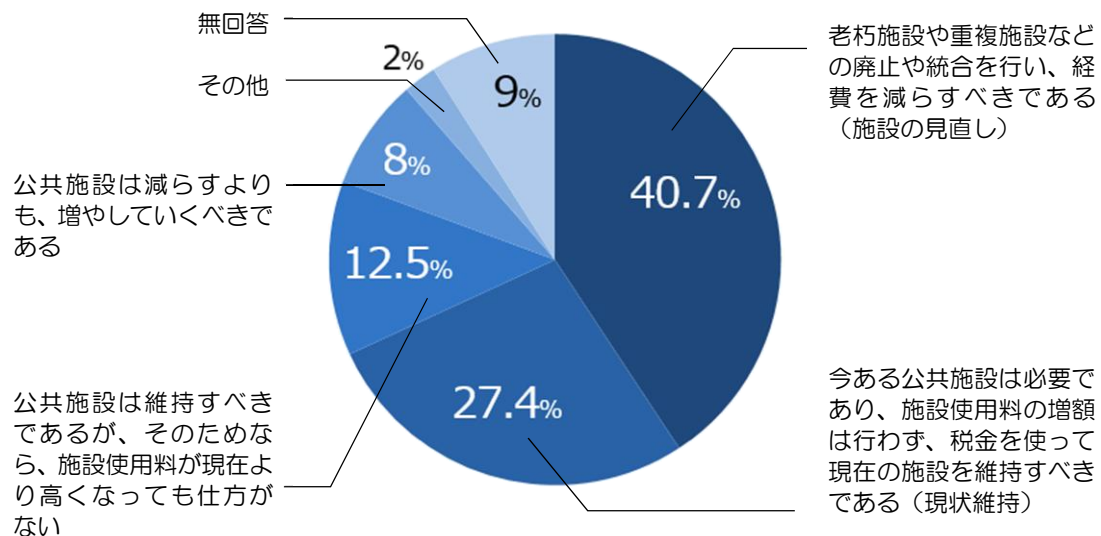
(3)「今後、まちづくりを進める上で、特にどの公共施設を充実していくべきか(3つ以内を選択)」

回答の傾向:「福祉施設」、「保健衛生施設」、「市民交流施設」、「事務庁舎」、「こども関連施設」、「文化施設」の順で高く、20%を超えています。



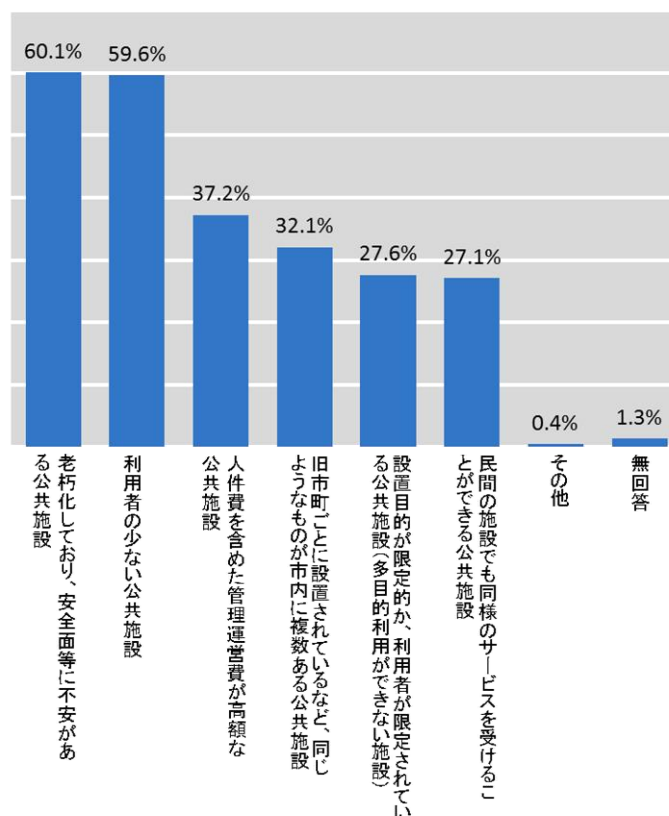
(4)「福祉や医療・子育てなど、将来に向けて必要な行政サービスを維持する上で、今後の本市の公共施設のあり方について、あなたのお考えに近いのはどれですか？」

回答の傾向：「老朽施設や重複施設などの廃止や統合を行い、経費を節減すべき」と答えた人が40.7%と一番多く、その一方で「現状維持」と答えた人が39.9%となっています。



(5)「公共施設を見直す際、施設の大規模改修や更新のほか、施設の統合・廃止も必要と考えられます。その場合、どのような施設から統合や廃止をしていくべきとお考えですか(3つ以内を選択)」

回答の傾向：統合や廃止を検討する場合には、「老朽化し安全面に不安がある施設」や「利用者が少ない施設」と答えた人が約60%となっています。



3 計画の位置付け等

3.1 計画目的

本市では、これまで、周南市まちづくり総合計画の後期基本計画において、将来展望に立った財政運営と、持続可能な自治体経営を行うため、「財政健全化推進プロジェクト」を位置づけ、その手法の一つとして「公共施設統廃合・整備と集約化の推進」を進めることとし、平成 25 年には、第 2 次周南市行財政改革大綱実施計画に、公共施設マネジメントの推進として、「公共施設再配置の推進」の項目を加え、その取組みを進めてきました。

こうしたなか、これまで本市では、平成 21 年度から各施設の現況を把握するため、個別の「シセツ・カルテ」を作成してきましたが、個別のシセツ・カルテでは、施設の総量や配置の状況、施設サービスの需要と供給などの詳細や全体像を説明することが困難でした。

このため、平成 25 年度には市が保有する施設の全体像を、その設置状況、利用状況、コスト状況、建物の状況等から明らかにし、市民の皆さんと公共施設の現状や課題、地域配置の状況等の情報を共有することを目的として、白書を作成しました。また、平成 26 年 3 月に周南市公共施設再配置の基本方針（以下、「再配置の基本方針」という。）を策定しました。

周南市公共施設再配置計画（以下、「本計画」という。）は、白書において把握された公共施設の現状や課題、再配置の基本方針において示された公共施設の再配置の基本的な考え方を踏まえ、全ての公共施設等の有効活用を基本としつつ、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すことを目的に策定しています。

3.2 計画の位置付け

3.2.1 第 2 次周南市まちづくり総合計画との関係

本市の最上位計画である、第 2 次周南市まちづくり総合計画基本構想では、「最大限の行政力を発揮するまちづくり」の中で、計画的な施設マネジメントにより、総合的に公共施設の再配置を進めるとしています。

また、第 2 次周南市まちづくり総合計画前期基本計画では、主要プロジェクト「将来に向けた行財政経営プロジェクト」や基本施策の一つとして「公共施設老朽化への対応」を、さらに、第 3 次周南市行財政改革大綱の柱の一つとして「公共施設等のマネジメントの推進」を掲げ、公共施設再配置計画に基づき、着実に取り組むとしています。

3.2.2 公共施設等総合管理計画との関係

(1) 国の動向

老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略 - JAPAN is BACK - 」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。

今後、基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

(2) 公共施設等総合管理計画について

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが想定されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことが要請されています。

本計画は、こうした国の動きと歩調をあわせ、本市における公共施設等総合管理計画として策定するものです。

なお、公共施設等総合管理計画については、現状及び将来見通しや、計画期間を10年以上とするなど公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの基本的な方針など定めることが求められています。

また、計画の策定により公共施設等の除却経費に対する地方債や、複合化等に要する経費に対して、地方債の充当率のかさ上げ及び交付税措置のある地方債を活用できることとなります。

3.3 計画期間

3.3.1 計画期間

本計画の計画期間は、計画の目的を達成するためには長期的な視点に立つ必要があること、20年後には、大規模改修が必要とされる建築後30年を経過する公共施設が95.4%、建て替えの目安となる建築後60年を経過する公共施設が32.0%となり、それまでに重点的な取り組みが必要となることから、平成27年度から46年度までの20年間とします。

本計画では、40年の財政シミュレーションを踏まえ、20年間についての施設分類別、地域別の再配置の方向性を示すとともに、今後5年間で実施する個別施設の具体的な取り組み方を示します。

3.4 対象施設

本計画では公有財産のうち、市長部局、教育委員会、上下水道局、競艇事業局、消防本部が所管する以下の公共施設等を対象とします。

- ・ 公共施設：日常的に市民が利活用する施設、及びモーターボート競走事業に関する施設
- ・ インフラ施設：道路、橋りょう、河川、上下水道施設、漁港施設
- ・ 遊休資産等：平成26年4月1日現在において、事実上の休止状態にある遊休資産等
- ・ その他施設：他の地方公共団体と一部事務組合を設立して事務を共同処理する施設、本市が構成団体として出資をして運営する施設

3.4.1 白書からの施設の増減

本計画では、白書に記載された公共施設をもとに「2.3 更新費用」（19ページ）にて、施設の更新費用と更新経費不足額の計算を行っています。これに対し、将来のコスト削減目標の設定や、施設分類別、地域別の取り組み方を検討する際には、白書作成後に解体等で削減した施設と、新規に取得した施設についても対象とする必要があります。また、一部の公共施設について、白書では対象としていなかったものや、白書と本計画で扱いが異なるものがあります。

平成25年の白書作成後に、取得したり、解体した施設のほか、新たに計画の対象とした公共施設等は次のとおりです。

(1) 削減施設

白書（平成 25 年 11 月）作成以降、平成 27 年 3 月 31 日までに 31 施設が解体されています。また、1 施設が他の施設への機能移転により、1 施設が他の施設と統合されることにより、対象施設数から削減されています。

削減された施設一覧を以下に示します。

表 3-1 解体施設一覧表

No.	施設分類	白書時点から削減した施設	建築年	地区
1	事務庁舎等	向道支所(解体)	1979	大道理
2	市民交流施設	大道理公民館(解体)	1979	大道理
3	スポーツ施設	大河内プール(解体)	1973	大河内
4	子ども関連施設	尚白園児童クラブ(尚白園内から今宿小学校内へ機能移転)	1971	今宿
5	学校関連施設	大島小学校(解体)	1962	鼓南
6		熊毛給食センター(解体)	1971	勝間
7	事務庁舎等 (消防庁舎、消防機庫)	上野機庫(解体)	1997	鹿野
8		下市機庫(解体)	1990	鹿野
9	市営住宅	入船住宅(解体)	1961	今宿
10		周南第1住宅1棟(解体)	1967	周陽
11		周南第1住宅2棟(解体)	1967	周陽
12		周南第1住宅3棟(解体)	1967	周陽
13		周南第1住宅5棟(解体)	1967	周陽
14		周南第1住宅6棟(解体)	1967	周陽
15		周南第1住宅7棟(解体)	1967	周陽
16		周南第1住宅11棟(解体)	1967	周陽
17		周南第1住宅12棟(解体)	1967	周陽
18		周南第1住宅13棟(解体)	1967	周陽
19		周南第1住宅15棟(解体)	1967	周陽
20		周南第1住宅19棟(解体)	1967	周陽
21		周南第1住宅20棟(解体)	1967	周陽
22		周南第1住宅22棟(解体)	1967	周陽
23		周南第1住宅28棟(解体)	1967	周陽
24		周南第1住宅49棟(解体)	1967	周陽
25		周南第1住宅51棟(解体)	1967	周陽
26		高尾住宅25棟(解体)	1962	岐山
27		高尾住宅28棟(解体)	1962	岐山
28		高尾住宅30棟(解体)	1962	岐山
29		高尾住宅35棟(解体)	1961	岐山
30		高尾住宅36棟(解体)	1961	岐山
31		高尾住宅40棟(解体)	1962	岐山
32	公園	中開作児童遊園(廃止)	1974	福川南
33	その他	さるびあ荘(解体)	1973	今宿
34		徳山駅南口エスカレーター棟(H26徳山駅南北自由通路に統合)	2007	徳山

※このうち、熊毛給食センター、大島小学校は、解体するものとして、白書での更新経費の試算から除いている。(白書 457 ページ)

その他、上水道施設 6 施設（浄水場等）と、下水道施設 9 施設（浄化センター等）については、白書にて公共施設として区分されていますが、本計画書ではインフラ施設として区分します。

(2) 新規施設

白書（平成 25 年 11 月）作成以降に新設された施設の施設一覧表を以下に示します。10 施設が新しく設置されています。

表 3-2 新規施設一覧表

No.	施設分類	新規施設名	開設年度	建築年	地区
1	事務庁舎等	向道支所	2014	1985	大道理
2	市民交流施設	大道理 夢求の里交流館	2014	1985	大道理
3	こども関連施設	今宿小校区児童クラブA	2013	1976	今宿
4		今宿小校区児童クラブB	2013	1976	今宿
5		桜木小校区児童クラブB	2013	1989	桜木
6	産業観光施設	周南市道の駅ソレーネ周南	2014	2014	戸田
7	学校関連施設	周南市立熊毛学校給食センター	2014	2014	大河内
8	事務庁舎等 (消防庁舎、消防機庫)	本町消防機庫	2013	2013	鹿野
9	その他	徳山駅南北自由通路	2014	2014	徳山
10		防災資機材倉庫	2015	1976	周陽

※道の駅ソレーネ周南、熊毛学校給食センターについては、取得予定施設として、白書では更新経費の試算に含めている。(白書 457 ページ)

その他、白書では対象としていない以下の施設について、本計画では公共施設に含めています。

- ・モーターボート競走事業に関する施設

(3) インフラ施設

白書（平成 25 年 11 月）作成以降に、道路、上下水道施設の新規整備、対象となる橋りょうの見直しにより、平成 26 年 4 月 1 日現在の保有量は以下のとおりとなっています。

表 3-3 インフラ施設一覧表

項目	保有数量
道路	路線数:2,935路線 総延長:1,201,597m 道路面積:6,310,339㎡
橋りょう	橋りょう数:782橋 総延長:9,606m 橋りょう面積:58,325㎡
上水道管渠	総延長:597,174m (導水管:8,096m、送水管:5,170m、配水管:583,908m)
下水道管渠	総延長:849,628m (内、集落排水事業:77,446m)
簡易水道管渠	総延長:220,076m ・徳山・新南陽地区簡易水道事業 74,183m (導水管:3,459m、送水管:6,837m、配水管:63,887m) ・熊毛・鹿野地区簡易水道事業 145,893m (導水管:4,647m、送水管:14,284m、配水管:126,962m)
漁港	4漁港
河川	準用河川73
農道	路線数:11路線 総延長:11,106m
林道	路線数:136路線 総延長:234,258m

※上水道・簡易水道事業における管渠延長について

平成 25 年度から新システム導入に伴い、集計方法を変更したため、平成 25 年 4 月 1 日現在の管渠延長と、平成 26 年 4 月 1 日現在の管渠延長の統計値は単純な比較はできない。

3. 4. 2 対象施設数

本計画では、(1)公共施設 と(2)インフラ施設 をあわせた 1,112 施設、延床面積約 84 万 100 ㎡と、(4)その他施設 を対象とします。

(1) 公共施設

公共施設【建物：1,097施設】			
目的や性格から区分した16分類			
1	事務庁舎等	25施設	本庁舎 分庁舎（4施設） 総合庁舎（3施設） 支所（17施設）
2	市民交流施設	69施設	市民交流センター（2施設） コミュニティセンター（6施設） 公民館（41施設） 農村環境改善センター（2施設） 農林業集会所（2施設） 隣保館（4施設） 教育集会所（4施設） その他（5施設） 離島等振興施設（3施設）
3	教育文化施設	24施設	図書館（5施設） ホール（5施設） 美術館（2施設） 展示室（3施設） 勤労福祉センター（2施設） その他（7施設）
4	スポーツ施設	56施設	体育館（4施設） 野球場（2施設） 庭球場（10施設） 武道館（2施設） 運動場（25施設） プール（7施設） その他（6施設）
5	子ども関連施設	74施設	幼稚園（14施設） 保育所（18施設） 児童園（2施設） 児童館（5施設） 子育て交流センター 児童クラブ（34施設）
6	福祉施設	21施設	福祉センター（2施設） 老人休養ホーム 軽費老人ホーム 老人憩の家（3施設） 老人福祉センター 介護予防施設（2施設） 福祉作業所 その他（2施設） 老人デイサービスセンター（5施設） 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 障害者デイサービスセンター
7	保健衛生施設	16施設	保健センター（2施設） 市民病院 診療所（8施設） 医師住宅（4施設） 会議室
8	産業観光施設	25施設	公設市場（2施設） 動物園 国民宿舎 温泉（2施設） 観光施設（19施設）
9	学校関連施設	62施設	小学校（37施設） 中学校（18施設） 学校給食センター（7施設）
10	事務庁舎等 （消防庁舎、消防機庫）	84施設	消防庁舎（6施設） 消防機庫（75施設） 消防施設（3施設）
11	教職員住宅	26施設	
12	市営住宅	253施設	
13	公園	265施設	公園（224施設） その他（41施設）
14	し尿処理施設	1施設	
15	ごみ処理施設	13施設	可燃物処理施設（2施設） 不燃処物処分場（5施設） リサイクル施設（6施設）
16	その他（斎場・墓地）	44施設	斎場（3施設） 墓地（41施設）
	その他（駐車場・駐輪所）	15施設	駐車場（9施設） 駐輪場（6施設）
	その他（その他）	24施設	交通教育センター、向道湖福祉農園、旧熊毛母子健康センター、 旧熊毛公民館、旅客待合所（2施設）、フェリー基地、大津島巡航倉庫、 共同作業場、農業倉庫（2施設）、駅前トイレ（3施設）、 古市大橋北エレベーター棟、徳山駅南北自由通路、防災資機材倉庫（2施設）、 防災行政無線線田原山中継局舎、市長公舎、作業小屋、 教育長住宅（旧鹿野町）、旧坂根団地配水地、競艇関連施設

図 3-1 公共施設の分類別内訳

(2) インフラ施設

インフラ施設は、道路、橋りょう、上下水道施設（管渠、建物）、漁港施設、河川、農道、林道を対象とします。

インフラ施設【建物：15施設を含む】	
道路・橋りょう	路線数：2,935路線 道路延長：1,201,597m 道路部面積：6,310,339㎡ 道路敷き面積：7,911,356㎡ 橋りょう数（台帳）：821橋 橋りょう延長：9,786m 面積：58,325㎡ 橋りょう数（長寿命化計画）：782橋 橋りょう延長：9,606m 面積：56,129㎡
上下水道施設	上水道総延長：597,174m 上水道施設（建物）：6施設 9,076㎡ 下水道総延長：849,628m 下水道施設（建物）：9施設 24,435㎡ 簡易水道総延長：220,076m
漁港施設	漁港数：4
河川	準用河川数：73
農道	路線数：17路線 総延長：11,106m
林道	路線数：136路線 総延長：234,258m

図 3-2 インフラ施設の分類別内訳

(3) 遊休資産等

遊休資産等は、事実上の休止状態にある下表の施設を対象とします。

遊休資産等	
教職員住宅	21施設
保健衛生施設	2施設
学校関連施設	10施設
ごみ処理施設	4施設
その他施設	2施設
スポーツ施設	2施設
市営住宅	44施設

※公共施設に含まれる（再掲）。

図 3-3 遊休資産等の分類別内訳

(4) その他施設

その他施設は、本市が他の地方公共団体と一部事務組合を設立して事務を共同処理する施設、本市が構成団体として出資をして運営する施設を対象とします。

その他施設	
一部事務組合設置施設	7施設
共同設置施設	1施設

※施設数、延べ床面積には未加算

図 3-4 その他施設の分類別内訳

4 基本方針

4.1 基本方針

4.1.1 公共施設等の課題に対する認識

(1) 更新経費に関する課題認識

本市では、複数の市町が合併した経緯から多くの公共施設を保有しており、これらは今後の老朽化に伴い、大規模修繕や更新を実施する必要があります。

財政見通しについて検討した結果、今後 40 年間にける更新経費にかかる一般財源は、現状の投資的経費における一般財源に対して 26.5%程度不足することが予測され、現状規模の公共施設を保有し続けることが困難な状況にあります。

(2) 利用需要に関する課題認識

本市の公共施設は、高度経済成長や人口の増加などを背景としたニーズの拡大に対応するために、昭和 40 年代から 50 年代にかけてその多くを整備してきましたが、昨今の社会情勢をみると、少子高齢社会と人口減少社会の到来、あるいは高度情報化社会の到来に伴う住民ニーズの多様化により、現状規模の公共施設が今後、必ずしも維持費用に対し十分に活用され続けるとは言えない状況にあります。

4.1.2 公共施設等再配置の基本方針

前節で示したとおり、本市の公共施設を現状規模で保有し続けることが困難であることや、公共施設の利用者の減少が見込まれるなかで、必要なサービス提供を維持するために、今後の公共施設の保有のあり方を、平成 26 年 3 月に策定した再配置の基本方針に掲げる次の 4 項目とし、本市の身の丈にあった施設保有量の維持を図ることとしています。

〈公共施設の保有のあり方〉

(1) 市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化）

社会環境の変化を的確に捉え、既存の施設を有効に活用して、新たに必要とされるサービスを充足し、市民ニーズの変化に対応したサービスの提供を目指します。

(2) 効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化）

現状で利用状況が低く、将来的にも需要が少ないと推測される施設等については、管理方法を見直すなど、限られた資源を効果的に使用していくことができる方法への改善を目指します。

(3) 次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化）

人口減少が急速に進展する中、将来に大きな財政負担を残さないかたちで、施設を維持更新していくために、人口減少に合わせて施設保有量を縮減し、量の最適化を図ることにより、次世代に継承可能な施設保有を目指します。

(4) 安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化）

施設の維持管理にあたっては、破損等が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」への転換を図り、施設の長寿命化を進め、安全で安心な施設整備を目指します。

※性能の最適化を図るための施設の長寿命化には、大規模改修や建て替え等を含みます。

また、管理運営方法の見直しや公民連携の推進により、維持コストの低減を図るなど事業手法の適正化にも取り組みます。

〈本計画における最適化とは〉

公共施設の最適化とは、厳しい財政状況を踏まえ、公平性を前提とした**必要最小限の施設量**を複合化・多目的化等により有効活用するとともに、**最少のコスト**や最適な受益者負担で施設を継続的に維持管理・運営し、**安全性を確保**しつつ公共が提供すべき「**必要不可欠なサービスの維持**」あるいは「**多様な住民ニーズへの的確な対応**」を図ることです。

また、前述した 4 項目の「公共施設の保有のあり方」を実現するための方針を次のとおり定めています。

①白書の内容や「施設別データ」に基づく現有施設の検証

ア. 利用者数や市民ニーズ等からの検証（機能の検証）

機能（提供している住民サービス）の検証では、地域性や利用状況、管理運営コスト、他施設との重複性、サービスの重要度などの観点から検証します。

イ. 建物性能の検証

ハード面では、建物の老朽度、耐震性、バリアフリーへの対応等、今後も引き続き運用していく上での安全性等への対応状況について検証します。

② 地域の拠点となる施設への取組み

地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本として公共施設の再配置に取り組みます。

③ 将来を見越した公共施設の最適化

ア. サービスの最適化

- ・ 施設の更新や建て替え等を実施する場合や、新たなニーズへの対応が必要な場合には、機能の向上を目指すことを念頭に、施設の多機能化、複合化を検討します。また、多目的施設への転用についても検討します。
- ・ 指定管理者制度や包括的民間委託等、PPP 手法の拡大・活用による民間ノウハウの導入によるサービスの最適化を図ります。

イ. コストの最適化

- ・ 毎年施設の管理運営に関する評価を実施し、効率的、効果的な管理運営に努め、必要なコストの最適化を図ります。
- ・ 施設使用料の見直しを定期的実施し、受益者負担の適正化を図り、管理運営コストの最適化を図ります。
- ・ 未利用、低利用財産の貸付や売却を積極的に行い、管理運営コストの低減を図ります。

ウ. 量の最適化

- ・ 新規施設整備は、原則として抑制の方向で進めることにより、公共施設総量を抑制します。ただし、周南市まちづくり総合計画の最重点プロジェクト等に基づく新たな施設整備にあたっては、将来の公共施設総量の抑制を念頭に置いた整備を行います。
- ・ 既存施設は、市の関与の必要性や施設機能の重複、住民福祉の向上に対し施設が果たす役割などについて検証し、施設の継続や廃止等の見直しを進めます。
- ・ 公共施設総量の抑制を図る手法の一つとして、施設の複合化や民間施設の活用等の手法を検討します。
- ・ 廃止が決定し、その後の活用方法が決定されていない施設は、取り壊しを原則とします。

エ. 性能の最適化

- ・ 地域の拠点施設をはじめ、引き続き存続していく施設で、長寿命化（大規模改修や建て替え、予防保全等）を図るとともに、耐震化、バリアフリーへの対応等利用者に配慮した施設性能の向上に努めます。

4.2 公共施設マネジメントの取組み方針

再配置の基本的方針を推進するには、公共施設等の整備から維持管理、遊休資産の有効活用までの、長期的、総合的な視点に立って公共施設マネジメントに取り組む必要があります。そのために、基本的な取組み方針を次のとおり定めます。

4.2.1 組織体制

公共施設老朽化への対応は、まちづくりの最重要課題のひとつとして、第2次周南市まちづくり総合計画に位置づけられているとともに、行政改革の推進を図るための組織である「周南市行政改革推進本部」を活用し、公共施設マネジメントの推進に関し、統一した意識をもって全庁一丸となった取組みとして、本計画の着実な推進を図ります。

また、公共施設情報の一元管理や、公共施設の適正配置、長寿命化対策などについては、これらを統括する組織を設置し、全庁的な公共施設のマネジメントに取り組むとともに、各施設管理担当者を対象とした点検・修繕に関する研修の実施や、マニュアルの作成を行います。

4.2.2 議会や住民との情報共有と市民参画

公共施設マネジメントに取り組むにあたり、市民と行政が公共施設に関する現状や課題、今後の取組み方策等についての情報を共有し、それらをもとに議論を重ねながら公共施設のあるべき姿を構築していく必要があるため、施設に関する情報を議会や住民に対して分かりやすくお知らせするとともに、アクションプランの策定に当たっては、計画段階からワークショップや協議会の設置など、市民参画を得ながら進めることとします。

4.2.3 統合、整備等の推進

新規施設整備は、原則として抑制の方向で進めるとともに、施設の更新・建て替えや、新たなニーズへの対応が必要な場合には、機能の向上を目指すことを念頭に、施設の複合化、多目的化等を検討します。既存施設は、市の関与の必要性や施設機能の重複、住民福祉の向上に対し施設が果たす役割などについて検証し、施設の継続や廃止等の見直しを進めます。その他、廃止が決定し、その後の活用方法が決定されていない施設は、取り壊しを原則とし、未利用、低利用財産については、貸付や売却を積極的に行い、管理運営コストの低減を図ります。

4.2.4 市域等を超えた公共施設のあり方の検討

公共施設の総量を抑制し、管理運営等に係るコストの削減を図るためには、国や県、近隣自治体の施設と連携し、必要なサービスや機能の分散化を図ることも効果的です。

さらに、民間施設の空きスペースを活用した公共サービスの提供や、民間施設の新規整備や改修時に公共サービスの提供スペースを確保するなどの手法も考えられることから、これらの手法についても検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。

4.2.5 新公会計制度への対応

地方公会計については、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主

義による正確な行政コスト（維持管理費だけでなく、減価償却費を含む）や資産・負債（ストック）を把握することで、中長期的な財政運営への活用が期待できます。

そのため、国では、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準による地方会計マニュアル」を取りまとめ、地方公共団体に対して、平成29年度までにこれに基づく財務書類の作成を要請しています。

固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成を通じて、公共施設等の総量や老朽化の度合い、更新経費等の把握が容易になり、本計画の進捗管理や計画の見直しに有用となるほか、施設別のコスト分析による個別施設等の再配置の検討や、受益者負担割合による施設使用料の見直しなどへの活用が期待できます。

このように公共施設等に関する情報を効率的に整理、分析し、本計画の進捗に役立てるためにも、固定資産台帳の登載項目の検討など、新地方公会計の整備との連携を図ります。

4.3 公共施設に関する基本的な考え方

公共施設は、維持管理コストを縮減しつつ、安全に長期にわたって利用できるようにする必要があります。そのために次のような方針に取り組みを定めます。

4.3.1 点検・診断等の実施方針

今後10年で優先的に長寿命化を検討すべき施設については、早期に施設の点検・診断等を行い、その結果を長期修繕計画の策定に反映します。

また、新たに整備する施設については、整備の際に、長期修繕計画の策定を行うことを検討します。

その他、施設点検・修繕に関する研修の実施やマニュアルの作成等を行い、施設所管課職員や指定管理者自らが、日常の点検を行うことにより、不具合箇所の早期発見、早期対応に努めます。

また、建築基準法に定める定期点検により得られたデータもあわせて点検・診断結果は一元管理し、計画的な修繕・改修に結びつけます。

4.3.2 維持管理・修繕・長寿命化等の実施方針

施設の維持管理にあたっては、破損等が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」への転換を図ります。

また、マニュアル等に基づく定期的な点検等により収集した情報や現地調査等をもとに、修繕優先度を判断し、長期修繕計画を策定した上で計画的な修繕・改修を行います。

4.3.3 安全確保の実施方針

老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない施設については、取り壊しを原則として、市民の安全確保を図ります。

また、引き続き存続していく施設のうち、点検・診断等により修繕等の優先度が高いと判断された施設については、必要な応急措置を実施するとともに、安全確保に向けた改修等の計画を策定した上で、対策を行います。

4.3.4 耐震化の実施方針

本市では、「周南市耐震改修促進計画」を定めており、この計画では、平成 27 年度において、住宅の耐震化率を約 90%、多数の者が利用する建築物等のうち、市が所有する施設の耐震化率は 90%とすることを目標としています。

平成 28 年度以降は、今後策定される施設分類別計画などに基づき、引き続き耐震化を推進します。

4.3.5 バリアフリー化の実施方針

今後、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代などが、分け隔てなく社会参加を行うことができる「ユニバーサルデザイン」の考え方に沿った環境づくりが重要となっていることから、施設の改修等にあたっては、バリアフリーの視点を持って対応します。

4.3.6 施設の整備方針

(1) 施設の整備方針

施設の整備方針については、以下のとおりとします。

- 市が現有する建物や土地の有効活用を優先的に検討することとします。
- 新たな施設の整備については原則として抑制の方向で進めますが、第 2 次周南市まちづくり総合計画の主要プロジェクト等に基づく新たな施設整備にあたっては、将来の公共施設総量の抑制を念頭に置いた整備を行います。
- 新たな施設の整備や施設の建て替えを検討する場合は、地域の人口規模や動向、施設の利用状況や利用方法を考慮し、必要なサービス機能を確保しつつ、必要最小限な延床面積での建設とします。また、維持管理が容易で、今後の社会情勢の変化に対応できるような可変性を有する躯体構造・設計とします。
- 周辺の施設の状況を把握し、公共施設の多目的化、複合化に努めます。

(2) 施設整備の手法

施設の整備については、「大規模改修工事」、「他の施設へのサービス機能の移転」、「建て替え」を基本とし、整備を行います。

- 建物の大規模改修工事により、建物性能の確保に十分な費用対効果が得られる場合は「大規模改修工事にあわせて他施設のサービス機能を取り込む多目的化・複合化」について検討します。
- 地区内に公共施設、民間施設を問わず、「大規模で余剰スペース等がある施設」や「建て替えの予定がある施設」などがある場合は、「サービス機能を他の施設に機能移転させることによる複合化」について検討します。
- 著しい老朽化や、地区内の施設の状況から一つの建物に複数施設のサービスを集約化することによる「サービス機能の向上・コスト削減」が期待される場合は、「建て替えによる複合化」について検討します。

これらのうち、現状のサービス水準は維持しつつ、長期的な視点での費用対効果が最も高い手法を用いて、整備を行います。

なお、避難所に指定されている施設に対しては、耐震性の確保やバリアフリー化のみならず、災害避難による長期滞在時の利便性の向上等にも配慮した整備に努めます。

(3) 災害に対する施設整備方針

近年、大規模地震や局地的な大雨、集中豪雨による土砂災害等、自然災害への対応の必要性が高まっており、公共施設に対しても防災機能の強化が求められています。よって、施設の再配置に際しては、耐震性の確保やバリアフリー化のみならず、施設の立地で起こりうる災害の可能性についても検討を行った上で、その施設に必要な防災機能の整備を行います。

5 計画目標

5.1 計画目標の検討方法

本章では、公共施設の再配置に関する具体的な目標について提示します。

「2.3.2 更新経費不足額の検証（23 ページ）」に記載したとおり、本市の公共施設等の更新に係る一般財源と、過去の実績から算出した充当可能額を比較したところ、今後 40 年で更新費用が 26.5%不足することが判明しました。これに加え、今後の普通交付税の合併優遇措置の終了による影響額が 2%程度と見込まれることや、今後の人口減による歳入の減少などを考慮し、40 年でのコスト削減目標を 30%と設定します。

5.1.1 数値目標

この目標を、公共施設（ハコモノ）とインフラ施設に分け、それぞれの目標値を設定します。さらに、公共施設を 2 つの手法（延床面積削減、事業手法の適正化等）にわけ、それぞれの取組みにおける削減の数値目標として設定します。（数値目標の金額は、事業費ベースで記載します。）

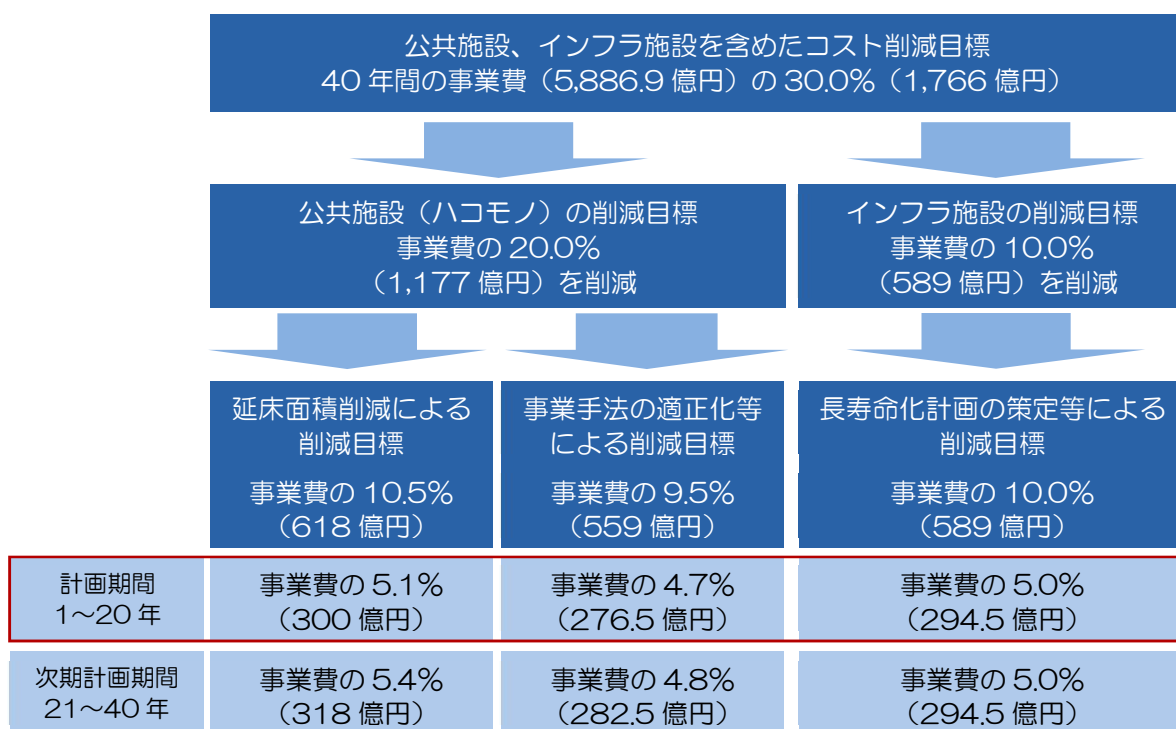


図 5-1 削減目標の設定イメージ

(1) 延床面積削減による削減目標

実現可能な数値とするために、「5.2 公共施設（ハコモノ）の延床面積削減による削減可能額の検証（47 ページ）」に記載した方法で削減床面積を試算し、削減床面積に対する目標数値を設定します。

(2) 事業手法の適正化等による削減目標

事業手法の適正化とは、(1)延床面積削減、(3)長寿命化計画の策定以外の手法に取り組むことにより財源を確保することで、計画的な修繕によるコストの平準化、省エネルギー化、受益者負担の見直し、公民連携の推進（民間活力の導入）によるコストの削減など、様々な手法により更新財源を確保することです。全体の削減目標から延床面積削減とインフラ施設の長寿命化の目標数値を控除して設定します。

(3) 長寿命化計画の策定等による削減目標

「5.3 インフラ施設の長寿命化計画による削減可能額の検討（49 ページ）」に記載したように、インフラ施設の長寿命化によりインフラ施設の事業費を約 20%削減可能であることから、全体に換算して目標数値を設定します。

上記の取組みにより、本計画の数値目標を以下のように設定し、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

数値目標～ 20 年後までにコスト 14.8%を縮減 ～

- ・ 公共施設の延床面積削減でコストの 5.1%
(延床面積で現数量の 13.2%)
- ・ 事業手法の適正化等により 4.7%
- ・ インフラ施設の長寿命化等により 5.0%

※本計画は 20 年間の計画であるが、40 年間の試算におけるコスト削減目標 30%を達成するために、40 年後までに床面積削減で 10.5%、事業手法の適正化等による削減で 9.5%、長寿命化計画の策定等による削減で 10.0%のコスト削減を目指すこととする。

5.1.2 数値目標の相互調整

ここで提示する 3 つの取組みの数値目標は、必ずしも固定された数値ではなく、コスト削減目標を達成するために、お互いに補完する形で、必要に応じて調整を行います。

5.2 公共施設（ハコモノ）の延床面積削減による削減可能額の検証

ここでは、公共施設（ハコモノ）の延床面積の削減による将来コストの削減可能額を試算し、本計画を策定した 20 年間ににおける将来目標の実現性を検証します。

5.2.1 削減床面積と削減額の関連性

具体的には、第2編で検討する取組み方策により、再配置のシミュレーションを行い、削減される延床面積を算出します。（削減可能面積のシミュレーション。）

次に「2.3 更新費用（19 ページ）」で用いた更新単価を、算出された延床面積に適用することで、削減される費用を算出します。

5.2.2 取組み方策ごとの削減率の設定

削減可能額の算出にあたって、取組み方策ごとの削減率を以下のように設定します。

表 5-1 取組み方策ごとの延床面積の削減率

取組み方策	削減率	設定根拠
統廃合	メイン施設:0% サブ施設:100%	統廃合のメインとなる施設はそのまま残して、サブとなる施設は廃止
複合化(集約化)	15%	共用部分を 15%※と想定し、削減
複合化(共用化)	個別に検討	共用が可能な面積は施設により異なるため、個別に検討 (例)小・中学校 ⇒ プール、体育館 等 公民館 ⇒ 会議室、調理室 等
多目的化	メイン施設:0% サブ施設:100%	多目的化のメインとなる施設はそのまま残して、サブとなる施設は廃止
廃止	100%	施設を全て廃止するため 100%廃止
地域移譲	100%	施設を地域へ移譲するため 100%廃止
民間譲渡	100%	施設を民間へ譲渡するため 100%廃止
規模縮小	15%	今後の人口減少や全国的な学校施設の校数削減実態等から 15%と想定
継続利用	15%	更新時の機能効率化検討により 15%削減

※一般社団法人 日本ビルディング協会 HP(http://www.jbom.or.jp/h24_birujittai/)に記載されている、平成 25 年度ビル実態調査で記載されている有効面積比率を用いて、以下のように削減率を想定。

○ビルの有効面積比率(小規模ビル)＝73.8%

○共有部分の面積比率＝100%－73.8%＝26.2%

例えば、2 つの施設が複合化する場合、双方の施設の共用部分の合計の、およそ半分が削減可能と想定し、削減率は約 15% (26.2%÷2＝13.1%)とする。

5.2.3 削減可能額算出の計算条件

削減可能額の算出にあたって、以下のような条件を設定します。

- 各取組み方策により延床面積の削減を実施する際には、以下の式により費用を算出します。
更新費 × (1－取組み方策ごとの削減率)
- また、更新時期以降の大規模改修費については以下の式により費用を算出します。
大規模改修費 × (1－取組み方策ごとの削減率)
- ただし、取組み方策が「廃止」の場合、大規模改修費（積み残し分を含む）は計上しないものとします。
- 分類別取組み方策が「統廃合」「複合化（共用化）」「複合化（集約化）」であり、地域別の検討の際に対象となる施設が存在しない場合、「規模縮小」として延床面積を15%削減します。

5.2.4 その他計画等による削減可能額の検討

平成23年10月に「周南市公営住宅等長寿命化計画」が策定されており、当該計画に基づき、用途廃止とされる削減可能額を試算しました。

5.2.5 削減可能額の試算結果

本計画の計画期間である20年間の削減効果を試算したところ、全体の約5.13%（301億9000万円）の費用を削減可能であるという試算結果となりました。

表 5-2 20年間の削減可能額の検証

項目	事業費 (億円)	20年間の削減率	
		公共施設全体の 費用に対する削 減割合 (c)/(b)	公共施設+インフラ 施設の費用に対す る削減割合 (c)/(a)
40年間の公共施設+インフラ施設の費用:(a)	5,886.9	－	－
40年間の公共施設全体の費用:(b)	3,254.0	－	－
20年間の削減可能額:(c)=(d)+(e)	△301.9	△9.98%	△5.13%
分類別・地域別取組み方策を踏まえた 削減可能額:(d)	△173.7	△5.34%	△2.95%
その他計画等による削減可能額:(e)	△128.2	△3.94%	△2.18%

※%の計算は少数点第三位の四捨五入を行っている。

5.3 インフラ施設の長寿命化計画による削減可能額の検討

平成 26 年 10 月に「周南市橋梁長寿命化修繕計画」が策定されており、予防保全的な対策を実施することにより橋りょうを長寿命化させるとともに、将来費用の削減が可能であると示されています。

上記計画では、長寿命化修繕計画を実施することにより、従来の計画から 20%程度のコスト削減が可能であると示されています。

5.4 コスト削減に向けた取組みと事例

5.4.1 公共施設再配置に関わるモデル事業

(1) モデル事業の目的

今後、公共施設の再配置を進めて行く中で、市民が再配置の取組み方法や再配置後の施設の具体的な姿を目にし、施設の複合化や多目的化などの効果について、より身近なものとして理解を深めることで、今後の公共施設の再配置をスムーズに進めるため、モデル事業を実施します。

(2) モデル事業の実施地域の選定

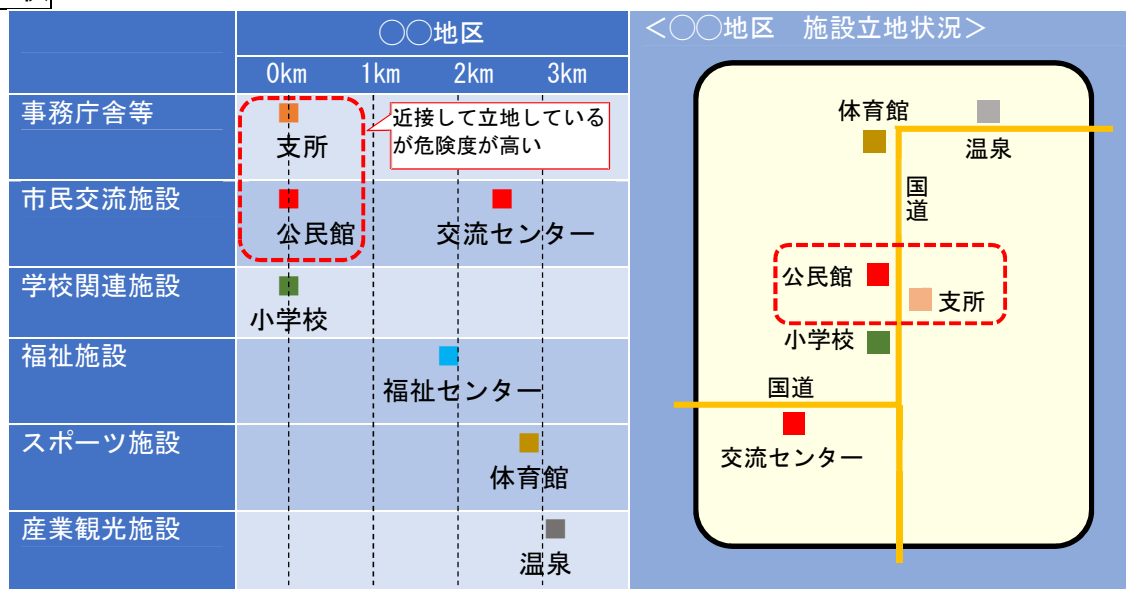
モデル実施の実施にあたっては、地域住民や対象施設の利用者等との協議が必要であることから、モデル地区を選定の上、計画段階からワークショップや協議会の設置などの市民参画を得ながら取り組みます。

(3) モデル事業のイメージ

■地区の概要

- 支所、公民館、小学校が集積しているが、支所と公民館が立地している場所は災害発生時の危険度が高い。
- 福祉センターは、支所、公民館等から 2km 程離れた場所に立地しているが、災害発生時の危険度は低い。
- 施設はいずれも、建築後 30 年以上経過している。

現 状



モデルプラン 1

※施設集積の立地特性を生かす場合

- 安全な場所に立地する小学校の余裕教室を活用し、支所、公民館を集約化させる。



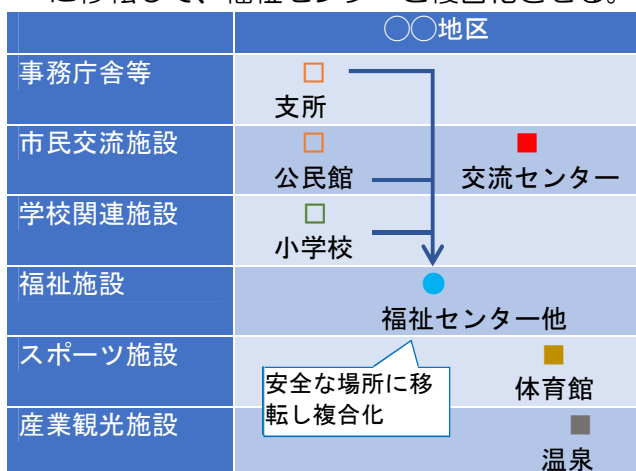
モデルプラン 1 の主なメリット

- ◎小学校の余裕教室を有効に活用できる。
- ◎余裕教室の状況によっては、新たな機能を追加することもできる。

モデルプラン 2

※安全な場所へ移転する場合

- 危険な場所に立地している支所、公民館をはじめとして小学校を含め一括で、安全な場所に移転して、福祉センターと複合化させる。



モデルプラン 2 の主なメリット

- ◎安全な場所に新しい施設を整備できる。
- ◎生活に必要な機能が 1 ヶ所に集積される。

5.4.2 事業手法の適正化等について

事業手法の適正化手法については、以下の項目を例として、コスト縮減につながるさまざまな手法について検討します。

項目	内容
省エネルギー化によるコスト縮減	各施設の建て替えや大規模改修による長寿命化を行う際は、施設維持費の低下につながるよう、電気設備や空調設備における省エネルギー機器の採用や、断熱性の高いガラスやサッシの採用や間取りの変更など省エネルギーにつながる建具や構造の変更等を検討し、トータルコストの低下を図ります。 ■対策例 【運用改善等による省エネルギー】 ○BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入 IT の活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示するとともに、室内状況に対応して照明・空調などの最適な運転を行うエネルギー需要の管理システム（BEMS）を導入する。 【躯体改善等による省エネルギー】 ○建築物の省エネ性能の向上 新築時における省エネルギー対策を引き続き進めるとともに、既存建築物についても省エネルギー性能向上に向けた改修を進める。 【機器導入等による省エネルギー】 ○高効率照明の普及（LED 照明） 白熱灯や蛍光灯をエネルギー消費量の少ないLEDなどに置き換える。 ○業務用高効率空調機の普及 ヒートポンプ技術を活用した業務用の空調機を導入する。 ○エレベーターの省エネルギー 機械室レスのロープ巻き上げ電動式エレベーターを導入する。（電力消費を油圧式エレベーターの4分の1程度に削減可能。） 【新エネルギーの活用】 ○太陽光、太陽熱の活用 太陽光発電の導入、太陽熱温水器、ソーラーシステムを導入する。
受益者負担の見直し	固定資産台帳の整備、新地方公会計制度の導入により、施設別・事業別の貸借対照表や行政コスト計算書を作成するなど、提供するサービスに係る費用の明確化を図ります。合わせて、サービス利用の状況や中長期的な財政収支のシミュレーションによる財政的な継続性等の検証結果を勘案し、持続可能なサービスを提供するための適切な受益者負担金のあり方について検討すると共に、サービス利用者も含め様々な意見を集約し取り組みの方向性を明らかにします。
施設の複合化によるサービスの維持または向上	施設の複合化を行い、延床面積を減少させることで、施設の維持費を削減することができますが、併せて、事業手法の最適化を実施することで、運用コストの削減を行いつつ、サービスの向上を行うことが可能です。

	「表 5-3 公共施設の複合化等の事例」（52 ページ）に示すように、複合化に際しては、必要なサービスは維持しつつ、利用者にとってサービスの向上となるような事業手法を検討します。
創意工夫による収入増に向けた取組み	公共施設の運営や行政サービスの提供に際し、民間企業との協業や広告提供による費用削減の可能性を検討します。命名権（ネーミングライツ）の運用をさらに推進します。
公民連携の推進	指定管理者制度や包括的民間委託、PPP 手法の拡大・活用等により、施設の管理運営や建て替え、大規模改修に際し民間ノウハウの導入を推進することにより、施設にかかるコストの削減を検討します。 「表 5-4 民間活用の事例」（53 ページ）に示すように、全国で行われている事例を調査し、本市で応用できるものは積極的に検討します。 さらに、地域で利用する施設に関して、利用者で構成される運営組織等による自律的な運営ができる場合は、一定のルールの下で自由に活用できるよう支援を行います。 公共サービスの提供に使用する施設について、他の公共施設との複合化を行うだけでなく、地域に存在する空き家、空き店舗など余剰のある民間ファシリティへの移転による有効活用を検討することにより、行政で保有する資産の総量削減を図ります。 検討にあたっては、コスト削減の視点だけではなく、民間事業者の店舗等のスペースにて関連する行政サービス等を展開することによる相乗効果や付加価値の提供など、行政、民間事業者、利用者それぞれにメリットのあるサービスのあり方を研究し、実現可能性を検討します。
遊休資産の売却	遊休資産の売却により一時的に多額の収入を得る、あるいは、賃貸や定期借地権の設定等により継続的に一定額の収入を得るなど、既存資産の有効活用に努めることにより、更新経費に充当可能な財源の確保を図ります。 なお、売却／保有の検討にあたっては、目先の売却益のみを求めるのではなく、公共施設の建て替えや再編、新規サービスの提供施設のための土地として保有することも併せて検討し、利益を極大化できるような方法を検討します。

表 5-3 公共施設の複合化等の事例

取組み内容	概要	内容
市役所とその他施設の併設 （新潟県長岡市）	アリーナに市役所、市議会を併設	長岡市では、老朽化した厚生年金会館を建て替え、アリーナ、市役所、市議会を併設した複合施設（アオーレ長岡）を建設しました。施設建設にあたっては大規模地震で被災した市庁舎も移転し、防災拠点の機能も付加しています。また、バスケットボールコート 3 面分のアリーナでは、相撲、フィギュアスケート、コンサート、ファッションショー等が開催されています。 （資料：朝日新聞 2014 年 4 月 5 日記事）

小学校プールの 共同利用 (岡山県岡山市)	複数の小学校が 使用する室内プ ールを整備	岡山市では4つの小学校が使用する室内プールを整備し、外部コーチも入って指導を実施しています。温水プールのため年間利用ができ、授業がなければ住民も利用可能となっています。他にも、横浜市、相模原市、浜松市、新潟市、熊本市、北九州市で「1校1プール」の見直しを検討しています。 (資料：朝日新聞 2014 年 9 月 12 日記事)
小学校図書館を地域 住民へ開放 (山形県西川町)	小学校の統合に 合わせ、学校図書 館を地域住民に 開放し生涯学習 の拠点として整 備	西川町では、町内の5つの小学校を統合し、新たに建設した小学校の体育館、図書館、親水空間の一般開放を行っています。特に図書館については、これまでの町立図書館の機能を持たせ、児童の学習効果を高めるとともに、住民との学習交流機能を持たせることで、生涯学習の拠点の1つとしています。 (資料：山形県西川町社会資本総合整備計画 海味地区都市再生整備計画)

表 5-4 民間活用の事例

取組み内容	概要	内容
中学体育館運営管理の 民間委託 (愛知県半田市)	施設サービス(管理 運営をNPOに委 託)	半田市では、中学校の体育館改築にあたり、テニスコート、喫茶室や茶室、浴室、茶室、クラブハウス等を整備し、管理運営はNPO法人格を取得した総合型地域スポーツクラブが市から委託を受けて行っています。スポーツクラブでは、週末や学校が使用しない時間帯に、テニス、バレー、バスケット等の様々なスポーツプログラムを提供しています。また、子どもと親が一緒に加入する家族会員制度を設け、大人も巻き込むことで、同中学校区の住民の1割以上が参加する状況となっています。 (資料：日本経済新聞 2010 年 8 月 3 日記事、 NPO法人ホームページ http://www.narawa-sportsclub.gr.jp/socio/)
包括的業務委託 (千葉県流山市)	デザインビルド型包 括施設管理(民間事 業者への一括委託)	流山市では、これまで各施設の設備ごとに単独発注していた約30施設の設備等の保守管理・点検・法定検査・維持管理等を包括的に業務委託しています。平成26年4月1日からは、保育所・福祉会館や改築された消防署などを加えた約50施設を対象とし、民間ノウハウを最大限に生かすため、「プロポーザル+デザインビルド」を採用しています。これにより、保守管理業務の質の向上・事務量の低減・コスト削減を行っています。 (資料：流山市ホームページ http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/009345.html)
学校施設の有効活用 (神奈川県川崎市)	施設サービス	スポーツ・レクリエーション、文化・生涯学習活動、市民活動などの場として、学校教育に支障の出ない範囲で学校施設を有効利用し、地域市民の様々な活動を支援しています。 (資料：川崎市学校施設有効活用事業実施の手引「川崎市教育委員会」)

6 本計画の管理方針

6.1 フォローアップの実施方針

(1) PDCAサイクルに基づく評価検証及び進捗管理

本計画に基づき、①サービスの最適化、②コストの最適化、③量の最適化、④性能の最適化を図るべく、アクションプランを推進し、PDCAサイクルを活用し、実施内容の評価検証及び進捗管理を行います。

- Plan（企画）の段階では、公共施設マネジメントの戦略を明確にするために、本計画（公共施設再配置計画）の策定と、それに基づくアクションプランの策定を行います。
- Do（実行）の段階では、プロジェクト管理の観点から、モデル事業の実施や、施設の建て替え、大規模改修、新規建設を行うとともに、施設の運営・維持の観点から、維持保全や資産の運用、管理を行うことで継続的にサービスを提供していきます。
- Check（評価）の段階では、Do（実行）の段階で実施した内容に対して、財務分析や事業評価、目標達成率の検証、市民満足度評価等により総合的に評価します。
- Act（改善）の段階では、Check（評価）の段階で評価した内容を踏まえて、計画の見直しや目標値の再検討、次期計画へのフィードバックを行います。

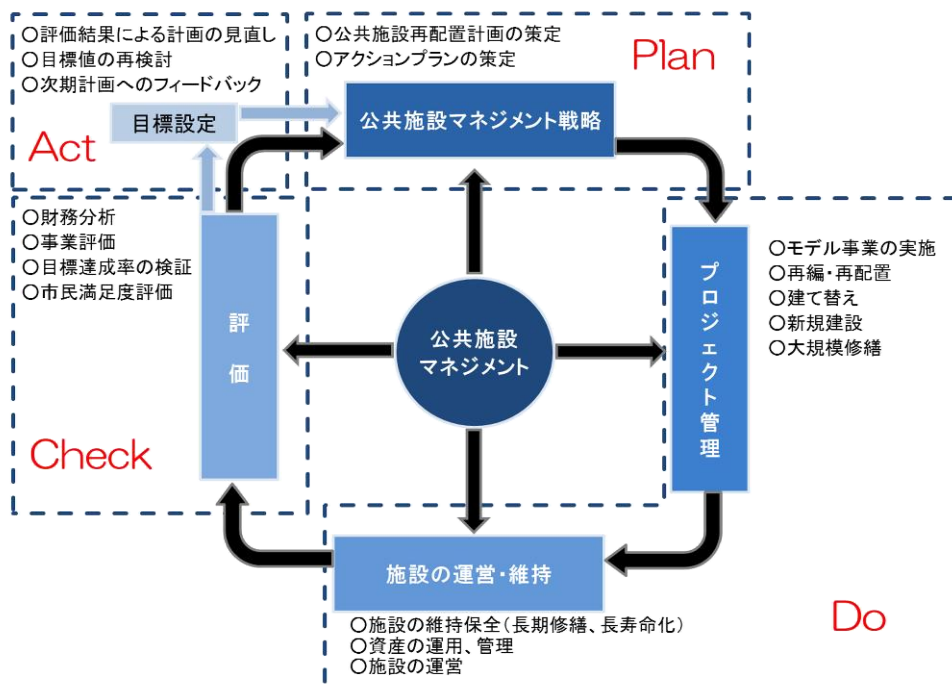


図 6-1 公共施設マネジメントサイクル

(2) 国や他団体等との連携によるファシリティマネジメント等の推進

インフラ施設を含めた公共施設の老朽化対策は全国的な課題であり、国をはじめ多くの自治体がこの問題に取り組んでいます。

高度経済成長時代に建てた建物等を多く抱える民間においても同様です。

このため、自治体や民間が連携して情報交換や情報共有を図り、ファシリティマネジメント等に生かし推進を図っていく取組みがなされています。

本市においても、このような連携に加わることで、常に効果的・効率的な手法等を模索していきます。

6.2 計画の内容と見直し

本計画では今後5年間の個別施設ごとの取組み方策を示すとともに、今後20年間の再配置の方向性を提示しています。

社会経済情勢の変化への対応や、第2次周南市まちづくり総合計画（基本構想：計画期間10年、基本計画：計画期間5年）との連携を考慮して、公共施設再配置計画「基本計画」は10年ごとに、施設分類別計画の策定が完了していない施設分類の「分類別の取組み方策」及び「地域別取組み方策」については、5年ごとに見直すものとします。

なお、「6.3 アクションプランの策定に向けて」において示される「地域別計画」の策定が完了した場合には、その時点で地域別取組み方策の該当する地域の内容を更新していきます。

また、「5.1.1 数値目標（45 ページ）」で設定した数値目標については、達成状況の調査結果をもとに検討を行い、必要に応じて5年ごとに修正します。

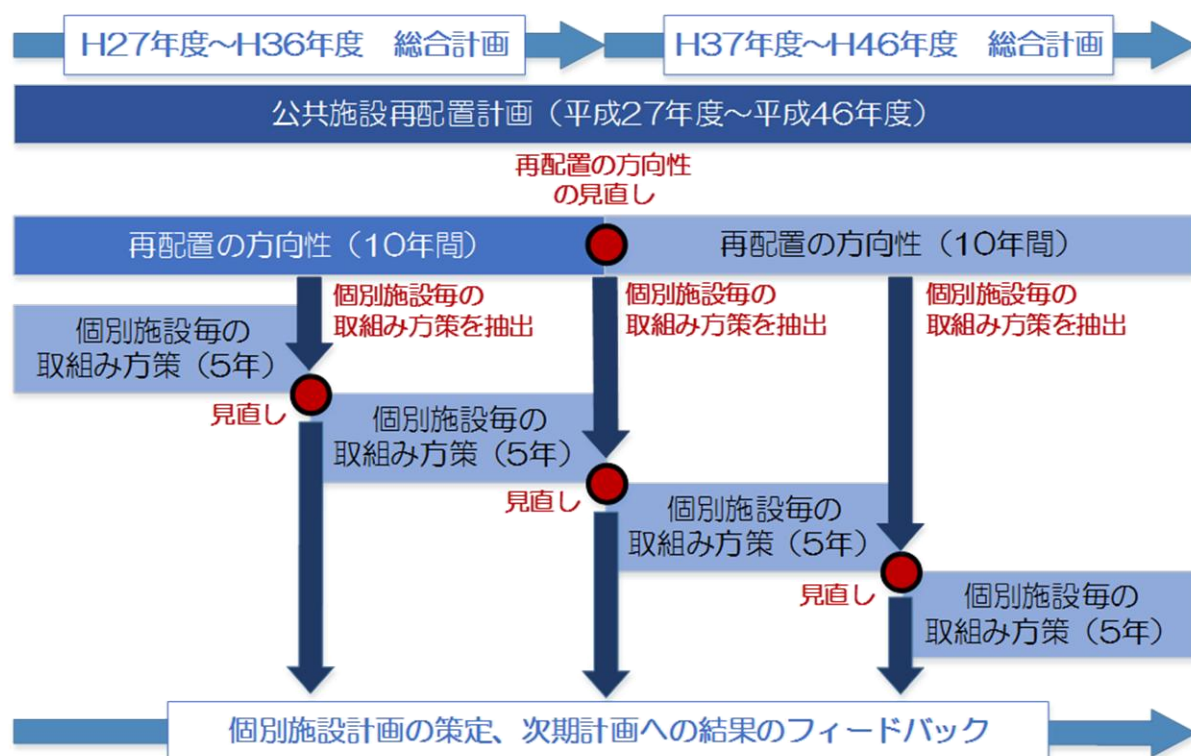


図 6-2 本計画の流れ

6.3 アクションプランの策定に向けて

(1) 基本的な考え方

ここまでにしてお示しした基本方針と、それを踏まえて設定した更新経費の削減目標に基づいて、インフラ施設を含めた公共施設のマネジメントに取り組んでいきます。

それに向けて計画の実現性・実効性を高めるために、実際の取組みに向けて策定するのが「アクションプラン」です。

アクションプランは、施設分類ごとの更新等について方針を定める「施設分類別計画」、その施設分類別計画を踏まえて、その該当施設が所在する地域内において施設の再編・再配置について定める「地域別計画」、そして長寿命化を図るためのハコモノの公共施設を対象とした「長期修繕計画」、インフラ施設についての「長寿命化計画」の4計画により構成することとします。

(2) 個別施設の施策実現に向けたロードマップ

個別施設の施策実現に向けたロードマップを以下に示します。

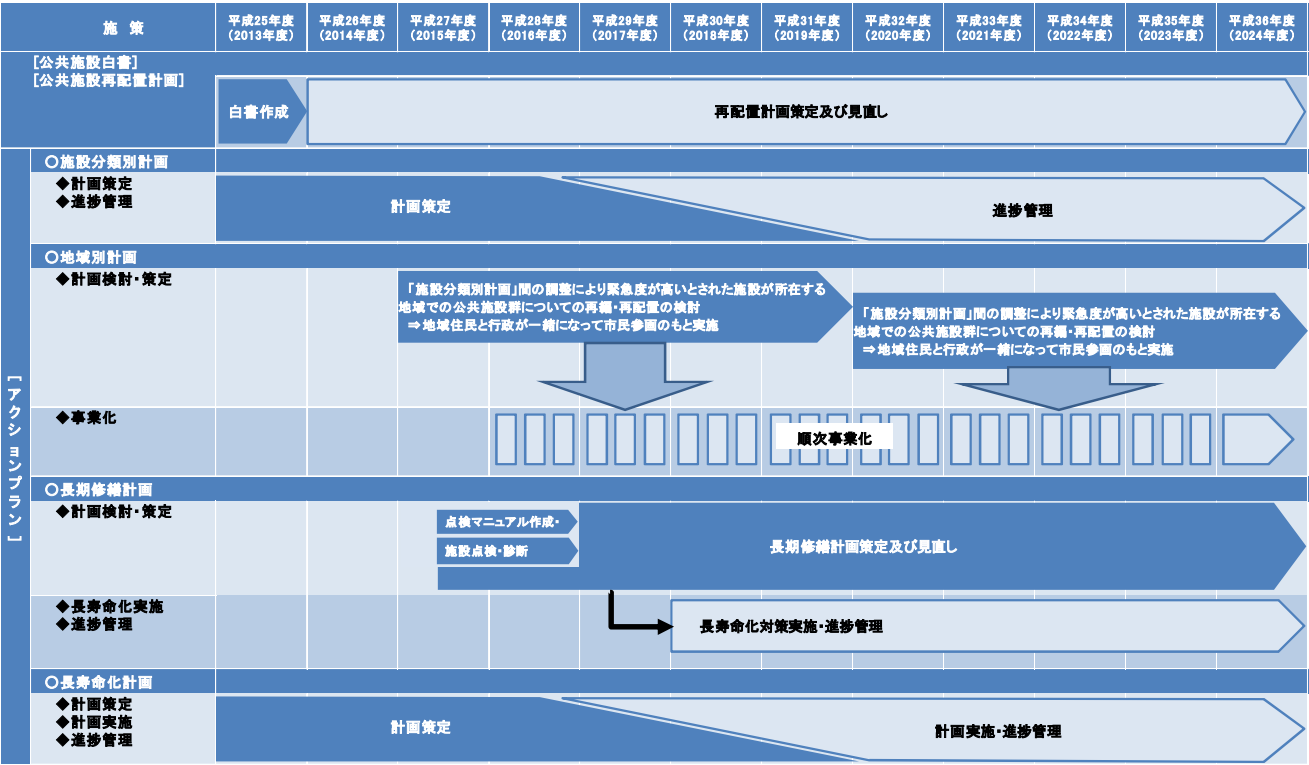


図 6-3 個別施設の施策実現に向けたロードマップ